

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 5 回定例会 6 月 9 日 開 会
6 月 15 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年6月11日（木曜日）

第5回南三陸町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年第5回南三陸町議会定例会会議録第3号

令和2年6月11日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	浩君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	阿部	彰君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	三浦	勝美君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	男澤	知樹君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長

男澤知樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野寛和

議事日程 第3号

令和2年6月11日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 報告第 1 号 令和元年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 4 報告第 2 号 令和元年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第 5 報告第 3 号 令和元年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 第 6 議案第 56 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 57 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第 58 号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第 59 号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 10 議案第 60 号 南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 11 議案第 61 号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 12 議案第 62 号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 13 議案第 63 号 南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。今日で3日目議会であります。

よろしくお願ひいたします。

会議に入る前に昨日もあったんですが、反問権について今日も2名の方の一般質問があるわけで、これもまた予想されますので、反問権について皆さんに議会とあるいは執行部との共通認識のために、局長のほうからお話をさせます。

○事務局長（男澤知樹君） おはようございます。

南三陸町議会基本条例平成29年4月1日に策定した基本条例がございます。この第5条第2項に、ちょっと読みます。

議長から本会議または常任委員会もしくは特別委員会への出席を要請された町長等、これは町長及び執行機関の職員のことを指します、は議員の質問または質疑に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができると規定されております。加えて、では何でもかんでもかという部分が議論が当時あったようでございます。その中で議会として町長及び執行機関の職員が議員または委員からの質問、質疑の趣旨を確認するため反問権を行使する発言はこれを許可することとするが、論点を明確化し議論を深める発言は当分の間これを許可しないものとすると。これが議長としての判断の大きな指針、当分の間許可しないものとするということと当時の議員間で確認をされているということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三浦清人君） この反問権のできた理由といいますか、本来、昔は一般質問3問、3回でありました。それが質問側と答弁側の勘違いといいますか、その質問の趣旨の取り方がなかなか共通しないということで、答弁に食い違いがあったと。質問者とね。答弁側が。いやいや、そういうことで質問しているのではないですよと、こういう内容の質問ですよということを2回目に言って、それも今度は数に入っていたわけですね。2回質問。するとあと残されたのは1回しかないということで、北海道の大学のほうでいろいろと地方自治法の研究をしている大学が、では一問一答方式というやり方はどうなんだということになりました、全国的に広がってきたと。その一問一答方式の中でも、なかなかかみ合わない部分があったということで、であればその質問の内容の確認のための反問ということで、この反問権が生まれたというふうに私なりに解釈しているわけでありますので、あくまでもその質問の内容を確認するための反問権ということありますので、その辺のところの御理解をしていただきたいということあります。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番高橋兼次君、11番星喜美男君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番、今野雄紀君。質問件名1、コロナでの移住定住促進へ、魅力あるまちづくりを。

以上1件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。9番今野雄紀君。

[9番 今野雄紀君 登壇]

○9番（今野雄紀君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

これまで済んだ同僚議員の一般質問でもコロナの関係が出ていました。私の後にも同じような形でコロナの問題で質問が出ている中、私は我が町におけるポストコロナへ向けての質問とさせていただきます。

先頃知事会でも都市の一極集中から地方分散への提言があったと聞かれる中、人ならず企業も一極集中している中、今回のこの騒動において、地方への分散の可能性について鷄が先か卵が先かという形で、今回は人のほうをメインに移住という形で質問させていただきます。

最近、街場の親子論という本を出した思想家、神戸の女子大の教授でもある内田樹さんという方のブログの中で、パンデミックを巡るインタビュー、そういった一節がありました。その中にはこのようなことが書いてありました。都市一極集中というライフスタイルが感染症リスクに極めて弱いということも今回分かりました。今回リモートワークを実践した多くの人は、自分の仕事のためには別に毎日通勤する必要はなく、そうである以上わざわざ高い家賃を出して都会に住んでいる必要がないということに気づいたはずです。3.11の後に東京から地方へ移住者が激増しましたけれど、同じことがポストコロナ期にも起きるものと予測

されます。経済学者の宇沢弘文さんは、日本の場合総人口の20%から30%が農村人口であることが社会の安定のために必要だと試算しています。あるいはその数値に近づくかもしれません。そういったブログを読ませていただきました。

もしかするとコロナでの地方への移住定住が加速される可能性が出てくるかもしれません。震災後、町長は全国へ震災の宣伝マンという言い方も変なんですけれども、南三陸町を知らしめる行動、言動を取ってきました。そういった中で移住先に選んでもらえるためには、やはり一部の取り巻きに私物化された感も否めない今のまちづくりから、これまで以上に今現に暮らしている町民の方たちにとってもどこか地方へ移住を考えている人たちにとっても、魅力あるまちづくりをしていく必要があると思われます。

具体にはそこで若い世代の方たちにとっては、思わずこの町で子供を育てたいと思えるようなまちづくりを、また熟年世代にとっては自然環境だけの魅力ではなく、知的な部分、文化芸術的な面での生きがいづくりができそうなまちづくりも必要だと思われます。また別の面では、都市生活では公共交通が発達しすぎているぐらいで、マイカー要らずでの生活も可能なところからの移住では、最低限の公共交通環境も必要だと思われます。

そして他方、現実問題として、移住のためには住む家が必要だと思われますので、住む家を用意したり、家を建てる方たちにとっては建てやすさも大切だと思われます。

今回の質問の要旨としては、べらべらと7つも挙げさせていただきましたが、大きくは以上の4つに分けて質問させていただくつもりですので、答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、壇上より。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ではおはようございます。今野雄紀議員の質問、移住・定住促進へ、魅力あるまちづくりということでお答えをさせていただきますが、4点にまとめたということですが、通告7点になってございますので、その通告に従って答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私が質問の4点目から7点目までにつきまして、答弁をさせていただきます。

1点目から3点目については教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

まず4点目の御質問、公共交通環境の充実についてであります。本町地域公共交通は、御承知のように南三陸乗り合いバス、JR気仙沼線BRT、高速バス仙台気仙沼線が運行しております。この地域公共交通を限られた財源で維持するためには、選択と集中の考え方の下

に、需要が少ない路線を見直し、需要の多い路線に資源を投入するなどの改善を図っていく必要があると思っております。そのため、今後は平成30年度に策定いたしました地域公共交通網形成計画に基づき、現在戸倉団地において導入しておりますフリー乗降区間の設定や、入谷地区で実証運行を行っておりますカーシェアリングの導入など、その地域にとって最適なサービス提供を順次進めてまいりたいと考えております。

また、暮らし、なりわい、にぎわいを維持、持続するための公共交通の実現を基本理念に、交通弱者の移動手段としてだけでなく、コミュニティーの活性化に寄与し、環境に配慮したライフスタイルへの変容にも貢献する地域公共交通を目指すとともに、地域公共交通の維持が住民皆様に深く関係する問題であることを御認識いただけるように、情報発信に力を入れてまいりたいと思います。

次に、5点目の御質問、BRTを柳津駅から仙石線へ直結をについてであります。JR東日本が運行するBRTは、気仙沼線に特化したものであります。前谷地駅までの運行となっておりまして、そのことから現状といたしましては鉄道とBRTという違いはあるものの、震災前と同様に前谷地駅において石巻線に乗り換え、石巻方面への通院、通学等に御利用をいただいているという現状にあります。このような中において、BRTを仙石線へ直結するためには、前谷地駅以降を専用道化するか、または定時性、及び速達性確保が難しくなる一般道による運行が想定できますが、いずれにしましても民間事業者であるJRの判断であることに加え、隣接自治体の理解を得るには大変厳しいものと思われます。今後BRTにおいては、利便性確保のため、鉄路で運行されておりました快速仙台行南三陸号と同様の運行について、JRと協議を重ねてまいりたいと考えております。

最後に6点目の御質問、空き家の活用及び7点目の御質問、住宅、宅地造成への補助についてお答えをいたしますが、町では空き家の活用を図るため、空き家バンク制度を創設しましてこれまで8軒の空き家が登録され、現在は5軒の空き家が活用されております。また、空き家の所有者に対し、空き家の環境を整備し、利用促進を図ることを目的とした空き家利用促進事業補助金を交付しております。これまで4軒が活用されております。さらに、若い世代の移住定住を促進するため、若者定住マイホーム取得補助金も準備しておりますので、一定程度の受入れ環境が整っているものと考えております。

本町は都市部と比較いたしますと新型コロナウイルスへの感染リスクは低い状況にあることから、これを一つの強みと捉えまして、今年度から機能を拡充した移住定住支援センターも活用して、積極的に移住定住の情報を発信していきたいと考えております。

冒頭お話ししましたように、1点目から3点目の質問につきましては、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは1点目の御質問、生涯学習課の位置づけ、再編の可能性についてお答いたします。

教育委員会を構成する機関としましては、事務局及び教育機関がございます。議員御承知のとおり、事務局として教育総務課及び生涯学習課が、教育機関として学校、図書館、公民館等を設置しております。したがいまして生涯学習課は事務局として位置づけられ、生涯学習係、スポーツ振興係で構成されており、それぞれの事務分掌により教育機関と連携して業務を行っているところであります。

また、再編の可能性につきましては、組織全体としての効率的で持続可能な組織運営を目指す中において、町長部局同様教育委員会としても検討する時期が来るものと考えております。

次に2点目の御質問、幼児教育の充実についてですが、生涯学習課では中学1年生以上を対象にジュニアリーダーの育成事業を展開し、各地区子供会で開催されるクリスマス会や山形県庄内町との小学生ふるさと研修会への派遣支援等を実施しているところでございます。また、図書館においては幼児を対象とした大型絵本等読み聞かせ用絵本の貸出しを中心とした事業を展開するとともに、子供の本展示会も開催するなど、子育て環境の整備、幼児教育の充実を図っているところであります。

最後に3点目の御質問、高齢化における生きがいづくりについてですが、高齢者の生きがいづくりは、各公民館を中心にグラウンドゴルフ大会や町民文化祭での芸能発表、さらには各地区に出向いての食生活改善に関する実習を交えての講習会等、スポーツや文化芸能活動等を通した生きがいづくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1番から3番までは教育長の答弁をいただきましたので、順を追って生涯学習課のこの再編等について伺っていきたいと思います。

まず生涯学習についてなんですかと、どういった意味合いなのかと申しますと成人の学習論を位置づけて、大人の学びの意味という、そういう意味もあるようです。もともと生涯学習という用語が出てきたのは、教育長御存じだと思うんですけれども、1990年頃から出て

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が施行され、その辺りからだと思います。古くは1892年の社会教育という山名次郎さんの書籍にもあるように、そういういつたところから始まっているわけですけれども、現在の実態としては教育基本法と社会教育法の下で公民館や図書館、博物館を初め社会教育施設があり、並び立つ2つの両者の関係、そういういたところが生涯学習実現の理念だと、私は最近学びました。

そこで生涯学習という言葉に対して、先ほど私が申し立てる社会教育という、そういう言葉が何か最近時代遅れの感があるように、そのようにも専門家の方たちは危惧しているようです。そこで社会教育においては、教育基本法第12条に社会教育、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育とうたっておられます。また、社会教育法第2条においては、社会教育は学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動や体育、レクリエーションと想定されているようです。

そこで大まかに伺いたいのは、当町において学校教育とこの社会教育の連携状態、それがある程度かみ合っているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 脱衣の許可をいたします。教育長。

○教育長（齊藤 明君） お答いたします。

まず今議員お話をしたとおり、法的な根拠としてはそのような形がございますが、法的な定義としてはそのような形ではあるものの、その捉えを細かく言ったときには、それぞれの大学であったり、その専門の方であったり、概念的に微妙に違いというのが出ているのではないかかなと思っております。

まず御質問にございました社会教育と学校教育というところですが、まず私自身としてこの社会教育といったときには、まず学校教育という柱、それから社会教育という柱、そして家庭教育の柱という三本柱の中の一つとして社会教育があるものと捉えております。ですのでいわゆる学校で行われる教育というものと、家庭で行われる教育、家庭で行われるというのはしつけであったり、基本的生活習慣であったりという部分ですが、その間を取り持つのが社会教育ということと捉えておりますので、御質問にございました学校と社会教育の連携と言いますか、つながりについては当町でも十分行われているのではないかと思っております。例えば地域の人材の方々、地域で活躍されている方、産業で活躍されている方を学校にお招きをして、ゲストティーチャーとして授業を行うなど、このことについては小学校、中学校問わず積極的に行われている活動でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 今の答弁で教育長、学校教育、家庭教育、そして社会教育と、そういう答弁がありましたけれども、そこで伺いたいのは、今回このうちの町の行政組織というのは、教育委員会制度初め、その長として教育長がおられるわけですけれども、その教育長が学校教育の推進と、学校教育以外の社会教育の推進、それを担っていると思うんですけれども、そこのところを両立できてまちづくりが進められているのかどうか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 両立して推進しているつもりですし、両立して推進しなければならないとも思っておりますし、その両立ができるかどうかというのは、議員の皆様方や地域の方々等からの評価を受けながら、改善をしていかなければならないと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） そういった評価に関してなんですけれども、当町においては現齊藤教育長初め、歴代教育畠の方たちがずっとそういった職に就いてきて、果たしてこれまで社会教育、学校教育以外の部分にいかほど力を入れてきたのか、そういう思いというか、私自身は個人的な思いかもしれないんですけども、そういった思いがあるものですから、社会教育について、例えば当町においては社会教育委員のそういった、教育委員の制度はあるみたいですけれども、社会教育委員会並びに社会教育委員の制度というのは存在するのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 社会教育委員という会議を開いて、社会教育の推進について図つていただけるところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 具体に社会教育委員という、そういう委員が存在するのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 存在いたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 大体何名ぐらいで構成されておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 当町の社会教育委員は11名で構成されております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういうった委員があるということは分かりました。今後調査させていただきたいと思います。そこで伺いたいのはそういうった委員会で決定することがあるんでしょうけれども、公民館長並びに生涯学習課長のこの決裁権というんですか、そういうたやつはどのような範囲までになっているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 公民館長、教育機関と事務部局の課長の決裁権の分け方というのは、まず金額で10万円以内の執行という部分についてはそれぞれの公民館長であるとか、図書館長であるとか、教育機関の長が決裁があると。それ以上になると私のところにも決裁が回ってくる。それからそれぞれの施設の例ええば申請、許認可、そういうた行政処分についての決定権というか、それについてはそれぞれの施設の長が行えることとなっております。大きく分けてそういうことになっています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では公民館長、約10万円以内ということで、生涯学習の課長は金額的なベースで伝えいただけなのか、例ええば50万円とか100万円とか、そういうた暗黙の何かが存在しているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） これは暗黙でも何でもなくて、しっかりとそこは庶務規定で決まっておりまして、例えは課長レベルでいうと私で言えばほとんどの場合が30万円以内ということになっております。それから業種によってもまた変わっておりまして、委託料等であれば30万円なんですが、例えは随意契約の見積り開封であるとか、そういうたものについては工事であれば50万円以内とか、様々多岐に渡っておりますので、一律で考えればそれのほとんどの課長は30万円以内という金額の設定になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 30万円ということで分かりました。そこで前の、先の議会でのリベンジではないんですけども、例えは90万円ぐらいのテックボールの台とかとなると、誰の決裁が必要なのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 決裁につきましては、副町長までという形になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで町では今月号の広報で教育魅力化専門官の任命という、そういう記事がありました。そこで伺いたいのは、社会教育において社会教育主事という、そういう役職があるみたいですけれども、そういった主事の方は当町にはどういった形でおられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 当町においては社会教育主事につきましては、今現在で申しますと自治法派遣で宮城県から教職員の先生が社会教育主事の資格を得ておりますので、当町に派遣していただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その派遣している方は資格はあるんでしょうけれども、実務として社会教育のほうに携わっているのかどうか。例えば社会教育ですと学校、家庭、地域の連携の推進、住民と行政の協働の推進、成人にとってはワークライフバランス、青少年にとってはキャリア教育等に指導というか携わるという、そういうカテゴリーがあるみたいですので、そこのところを伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 社会教育主事の資格を得る段階で、まさしく今、今野議員がおっしゃった内容のものをしっかりと講義を受けて単位を取得して社会教育主事の発令を受けておりますので、まさしくそういったコーディネーターとしての役割を担っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった件は分かりましたので、次に幼児教育に関して伺っていきたいと思います。

先ほど教育長答弁では、ジュニアリーダーの活動、庄内との交流、そして図書館等での読み聞かせという、そういう取り組みについて答弁いただきました。そこで伺いたいのは、やはりこういった取り組みも大切なんでしょうけれども、果たして移住してこられる若い親御さんたちは、こういった幼児教育の取り組みで魅力を感じるかどうか、そういったところの所見を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） なかなかここは保健福祉課子育て支援係、あとは放課後児童クラブであったり、各保育所、保育園、幼稚園、そういったところとなかなか我々の活動とし

てはいろいろかぶってまいりますので、かぶること、対象者は一緒ですから、なかなかかぶる事業は行えないのが現実でございます。しかしながら我々とすれば子育て中の親御さんたちが子育てしやすいような環境づくりをするということで、図書館、公民館を中心に生涯学習センターを構えておりますので、そこで子供に大型絵本を使って読み聞かせであるとか、あとは子供の本展示会というのを開いて、親御さんが購入をするとか、あとは借りて読む参考にしていただくということで、我々社会教育側とすればその家庭教育の部分について踏み込んだ子育て支援というのは、実はあまりできていない。しかしながら側面的にそういう機会や場所、物を使って主体的に子育てに携わっている方々を側面的に支援するというような取り組みをしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長の答弁では、ほかの部署とも関係性があって現在こういった形で取り組んでいるという、そういう答弁がありました。そこでまさに私そこを伺いたかったんですけれども、その関連している各課の部分を今後マンパワーの不足する中で、やはり再編する必要性も出てくるんじゃないかと、そういう思いの下なんですけれども、現実問題としてそういう問題意識は持っておられるのかどうか、これ町長ですか。伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然に振られまして聞いておりませんでした。課の再編については生涯学習という、いわゆる教育委員会という中だけの問題ではなくて、この課の再編を考える際には、当然町長部局含めてそういう形の中での全体の見直しを行っていくということが課の再編の基本的な前提でございます。そういう中で今御指摘の部分についても含めて、例えばやるとすればそういう部分も含めて検討せざるを得ないだうなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういうことを検討していただきたいので、そこで題名に挙げた幼児教育に関してなんですけれども、実際この移住して来の方たちが求めるというか、魅力を感じる幼児教育というのは、例えば幼少期から音楽や運動など、潜在能力を開発する、そういったことは最近は逆に弊害があるんじゃないかという、そういう考え方もあるようです。本来自然の存在である人間、五感の感覚能力や脳の原始的な機能から段階的に鍛える、そういう幼児教育、真善美に触れセンスオブワンダーに出会うこととの関わり、そして子供をしつけや枠にはめのではなく、無条件の受容、自由を味わい自立を促すことも幼児教育にとっては大切だという、そういう流れもあるようです。そういう中において、当町ではこの魅

力ある幼児教育、移住者の方たちが思わずこの町で子供を育てたいと思うような、そういう取り組みが目指せるのか、目指していくつもりがあるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員のおっしゃったとおりではあるんですが、この幼児教育というところについては、その幼児の期間、いわゆるゼロ歳児から6歳児までで完結をするということではないわけで、その子にとって6歳までではなくて7歳以降、80、90までつながっていくというのが幼児教育ですので、この魅力のあるというのは、その幼児の間に様々な体験ができるとか、様々な好奇心が芽生えるような、そんな事業、取り組みが大切ではないのかなと思っております。音楽、あるいはスポーツを小さい頃からどんどんどんどん能力を高めていこうみたいなのは幼児教育という分野でいうよりも、表現からすると早期教育というような分野になっていきますので、あくまでも幼児教育というのはこれから先の子供の伸びを考える、そういった意味ではこの町で取り組んでいる人と人とのつながりであるジュニアリーダーが子供会に参加をしていくとか、あるいはおうちの方と一緒に図書館で幼児用の本を読める環境があるとか、あるいはイベントとしてですけれども、親子が一緒になって楽しくダンスをしたり歌を歌ったりするというイベントを設けるとか、そういった可能性のほかに、これは教育委員会のほうですけれども、幼児教育はほかの町長部局のほうでも様々な活動を行っておりますので、全体的なものとして子供に対して温かく町として見守り、さらには親御さんの方にも支援をしているのではないのかなと思っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 教育長の答弁では分かったんですけども、先ほど質問というか議会が始まる冒頭に反問権云々の言葉が出ましたけれども、そういった意味合いも兼ねまして、だったら私はどういったことが幼児教育の理想かという、そういったことを簡単にお伝えさせていただきたいと思います。ちなみに私は幼児教育とは、いろいろな例をあれしているんですけども、例えばなんですかけれども、九州、福岡での高取保育園というそういう保育園があるようです。玄米御飯等を出したり味噌を作ったりしている、そういった保育園なんですが、そこの理念としては何がおいしいと感じるかは味覚形成期のゼロ歳から3歳までに何を食べていたかで決まる。そういう理念の下、この時期の食生活が一生を左右するという概念で子供が育つ玄米和食、高取保育園の命の食育みたいな形に、それと同じではないんですけども、例えばの話、そういった形で取り組んでいくと、都会からの若い方の移住などももしかすると魅力に映るかもしれません。幼児教育その他に関してなんですかけども、

普通子供の教育、幼稚教育、学校教育などを教育と指すわけですけれども、本来は人間としてよく生きると、そういうことを学ぶために教育があるという、これは例えば古い哲学的にはソクラテスが一番大切なことは単に生きることではなく、よく生きることであるなどといっておられます。また別のほうの学校教育に関しては、英語で言うとエデュケーションなんですが、それは教育長篤と御存じでしょうけれども、教えるではなく引き出す、そういう意味合いで教える教育から引き出す教育等も大切だという、昨今そういった動きもあるようです。私が言ったこういった例を取り上げるように、もう少し都会の方たち、地元の方たちも魅力あるこの幼稚教育に取り組む必要があると思うんですが、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員お話をしているとおりだと思います。おっしゃるとおりだと思います。こちらのほうでやっているからということではなくて、こちらでの取り組みを周りのほうでどのように感じられるかということが大切だと思いますので、こういった移住を考えている方々を含め、今いる地域の方々からも魅力ある幼稚教育が教育委員会の中で行われているなど評価をいただけるように改善をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 次はあと生涯学習の高齢の方たちのことで教育長より答弁いただきました。生きがいづくりということで、グラウンドゴルフ、芸能大会、そういった等の答弁がありましたけれども、生涯学習の場において熟年世代の方たちに幸福な人生を送るためには、例えばなんですかとも、よく言われる3つの体験が大切だと言われております。1つは働くこと、生活に必要な糧、もしくは社会への貢献ということで、あと遊ぶこと、心身の健康のため、そしてあと語らうこと、これらが人間の生きがいを生み出す源泉と言われていますが、本質的に深い学びを促進できる教育、生涯学習の活動の場というのはこの町ではもう少し取り組めていけるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 生涯学習、いわゆる高齢者の方々のみならずそれぞれの若い、若いといふと何歳からだということになるんですけれども、本当に全ての方々が自分でこういうスポーツをしたいとか、自分でこういう芸能文化をやっていきたいということが可能となるようなまちづくりというか、教育的な支援をしていきたいと思っているところです。それが教育委員会としてこういうのをやってくださいというようなものではなくて、やはり町民の方々からの思いというのを大切にしていかなければ、生涯学習というのは進んでいかないと

思いますので、そういうものを吸い上げていけるような事業等を今後もしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういう形で大体分かりましたけれども、そこでこういった生涯学習関係に関しては、先にも申しましたけれども、学校教育と社会教育のこの頭というか、上の方がそういった教育畠の方が担っているという、そういう現実の中で確かにある程度機能はしているんでしょうけれども、今後再編されるときはやはり子供だったらよくよその自治体であるように、ワンストップじゃないですけれども子供課及びお年寄り課、それとつながったような形での、そういった編成も大切だと思うんですけれども、そういったことに関して今後目指していくのか、それとも従来どおりの形でいくのか、生涯学習に関しては伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 生涯学習自体がやっぱり子供からお年寄りまでという、そういう一人一人が若からうが年配であろうが生きがいを持った生活、生きがいを持って町に住むというのが生涯学習ですので、そういった取り組みはこれからもそういったものを目指しつつ取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういう取り組みの際には、例えば保育所でしたら保健福祉課で担当していてそのままある程度引継ぎもないような形で小学校に上がると、そういう今の現状ですので、そういったところが連携というかできるような形での取り組みにしていきたいと思います。

続いて公共交通に関して伺っていきたいと思います。町長の答弁では、乗り合いバス、BRT、そして長距離バス、これを取り混ぜて選択していきながらしていきたいという、そういう答弁がありましたけれども、そこで平成30年の計画ではフリー乗降ということで、私もその点に絞って伺っていきたいと思っていたんですけども、答弁がちょうどありましたので、できれば町民バスのこの全線をフリー区間にできないのかどうか。いろいろ警察等の縛りもあるんでしょうけれども、最終目標としてはできるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話がありましたようにフリー乗降に関しては、乗客の安全というも

のを第一義的に考えなければいけないということがございます。したがいまして今戸倉地区でフリー乗降をやっておりますが、今後広げていきたいのは入谷地区で広げていきたいと考えております。そういった中で、入谷地区は前にミヤコーバスが運行していた際に、フリー乗降をやっておりましたので、そちらに広げるのは可能なかなと思いますので、まずは戸倉の今の状況と併せて、次回、次はステップ2として入谷地区に設けていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長の答弁では、次は入谷というそういう答弁がありました。そこで以前同僚議員もこういった町民バスに関しては質問、フリー区間等をしたときに、よく復興のためにダンプがいっぱい走っているという、そういう答弁を確かしていた記憶があるんですけども、今後復興もあらかじめ落ち着いてきて、ダンプの数も少なくなってくるので、なるべく近くには入谷方面ということですが、それを町内及び歌津方面まで順次スピード感を持って広げていける可能性はあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 町だけの考え方で進むわけにいかないんです。当然警察協議もございますので、その辺で了解をもらったところといわゆる警察で許可を出すというようなところがフリー乗降区間に設定されるということになりますが、今お話をありましたように入谷の次には、今多分可能かなと思っているのは高台移転をした団地、この辺は可能性があるのかなということで考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では順次進めていっていただきたいと思います。そこでそういったフリー区間と並行してというわけではないんですけども、BRTをハブに各地区スクータ的な、ハブアンドスクータで取り組んでいくという、そういう答弁も以前いただいたんですが、そこで各地区戸倉、歌津、志津川、入谷もそうなんですけれども、循環型になるんでしょうか、そういうたただイヤ編成等は絶えず回っているような状況にはできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川明君） 町内全体を循環するという目的でのバスの運行という意味だと思うんですが、町として検討もさせてはいただいているが、今乗り合いバスに乗る方々の目的として、やはり病院、商店街、それとショッピングセンター、それと学校、といった利用

目的がかなり明確になっているような乗降数になっています。そういうことを踏まえますと、それも必要だと思うんですが、選択と集中という考え方の下、そこにスポットを当てながらのダイヤ編成を行っておりますけれども、今後観光客向けとかそういったものも踏まえて一つの検討材料としては考えてはおります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私の言い方が悪かったのかどうか、循環型と申したのは、全域の循環ではなくて、例えば戸倉だったら戸倉の荒町とか寺浜のほうを絶えず行っているというわけじゃないんですけれども、そういった形での循環、そしてなおかつフリー区間だとBRTのバスに合わせてそういった買い物、病院等に行けるんじやないか、そういう循環型のこの取り組みというのは大切だと思うんですけれども、再度簡単に伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今戸倉地区というお話が出ましたけれども、循環といつてもそのBRTの時間帯等に合わせた運行は現在も行っておりますので、それを常にBRTが例えば戸倉駅にとまらないようなときもその地域だけで循環させることはなかなか経費の問題から考えますと難しいと言わざるを得ないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった乗り合いバスに関しては分かりました。

そこで次、移住に向けてBRTの駅の増設等も必要じゃないかと思うんですけれども、その点に関して伺いたいと思います。例えばホテル観洋さんへ近くにできるようなスペースというか、十分あるということは再三確認しているわけですけれども、そこでホテル観洋にBRTの駅を増設する考えというか、方向も移住に向けての一つの方策じゃないかと思うんですけれども、例えば現に働いている従業員の方たちのある程度車のない方たちは、結構同僚に乗せてもらったり、今はあまりなくなつたんですけども、歩いて買い物に行ってたり、そもそもしくは折立まで歩いている方たちも多かったように見受けられました。また反面ホテルを利用した方たちへのこの利便性のアピールもできるんじゃないかと思います。確かにホテルでは朝晩というか、送迎のバスを仙台まで出していますけれども、今回道の駅へBRTの駅ともなるような形になるんですから、そういった形でホテルの利用の方たちがミヤコ一の長距離バス、もしくは町長以前答弁あったJRでも長距離直通のようなものを出すという、そういう動きもある中で、やはり首都圏のほうからホテルを利用している方たちが、そういう趣で利用していくと、移住に向けてのある種取組になるんじゃないかと思うので、

その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の答弁で不足の分は企画課長から答弁させますが、基本的な考え方とすれば、これはまさしくJRさんは民間事業者でございます。したがって利用頻度が高いという判断をすれば、当然そういう措置を取ることも考えられると思いますが、現時点としてJRさんがそういうお考えがないということになれば、必然的に多分利用頻度としては低いんだろうと思っております。そこは最終的な判断はJR東日本さんがやるということになるんだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長今利用頻度という、そういう答弁があつたんですけれども、その利用頻度に関しても、やはりこの後に聞く仙石線直結にも絡むんですけれども、そういった利便性をある程度向上していくようにJRさんに働きかけていく、そういうことも大切じゃないかと思うんですけども、そうすることによって今のままだと尻切れとんぼみたいになつていて、さっぱり利用頻度も平均何名、1人2人のような利用になつてしまふんじやないかと思うんですが、そういった町としてのこの働きかけみたいなことは今後していくつもりがあるのか、それとも利用頻度がないので静観するという、そういうことになるのか再度伺つておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前に私言ひませんでしたかね。あの場所、いわゆる観洋さんの近くに駅を作つてもらえないかということはJRさんともう以前にこれ協議してございます。その際に基本的には専用道ということでございますので、あのトンネルを抜けてちょっと黒崎側に来たところにあの場所辺りにどうですかというお話をしましたが、基本的にはあそこで乗降させてしまうと、お客様を45号線を横断させなければならぬ、これはお客様に対して大変危険な状況になるということで、JRさんとしてはこの場所にはできないというお話、全く交渉したことがないということではなくて、BRTが本格復旧をしてその際にそういうお話はJRさんとはやつた経緯はございます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

9番今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長の答弁ですと、観洋さんのトンネルのところの駅は通行量があつて横断歩道ができないという、そういう答弁でしたけれども、そういったことは確か何年、5年かもっと前、前後だと思うんですけれども、ただ現在の道路状況としては、三陸道が開通して週末でもそれほどの通行量が見込めていない、そういう状況でもあります。そういった中で、以前のような通行量等もあるということではないので、例えばあそこを通るにしても以前よりも危険度が少なくなっていると思いますので、そのところを考慮してもし本当にそういったところで必要というのでしたら、やはりあそこに駅をつけるべきではないかと思うんですけども、その状況の変化に対して同じような形で安全性の確保を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 安全性を考えているのかと、これは私どもが考える話ではございませんので、交通量が当時と変わったというお話ですが、そういう問題ではなくてJRさんが懸念しているのはあそこの駅で降りた人が45号線を横断をするということについては、必然的に危険性が伴うということの判断でございます。とりわけあの場所についてはカーブがあって来るということでの見通しが悪いということも含めて総合的にJRさんとしては判断したものだと思いますので、これ以上我々のほうからJRさんに申し上げておりますので、JRさんは最終判断としてそういう結論を出したということですので、これ以上町のほうからJRさんにこういうことで交通量が減ったからという、そういう問題ではなくて45号線を横断させること自体の問題があるということでの判断ですので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった判断もそうなんですかと、状況が変わってきているので、一度そういった形の判断があったからといって諦めると言ったらおかしいですけれども、何かの機会にやはり改めて再度この危険性の確認なりをする必要があると思うんですけども、その点町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来言っているように、交通量の問題でJRさんがやらないという

ことではないんです。要は45号線を横断させること自体が問題だということと、それから見通しが悪いと言うことの判断で、あそこが例えれば見通しが全くよくなつたという、そういう環境が変われば話はまた別だと思いますが、いずれあそこの45号線の法線が変わるわけではございませんので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこは理解しましたけれども、何分ＪＲさんもなるべくＢＲＴの乗客率を上げたい、そういう希望があるのでしたらやはりあいだ東北でも大きなホテルの前に駅、それがあれば現在の利用率も大分改善するんじゃないかと思いますので、そういったところの観点からも今後機会があつたら伝えていただきたいと思います。

そこで次のＢＲＴを仙石線への直結ということで答弁いただきましたけれども、近隣の住民の方たちへの状況、そういった答弁がありました。そこで伺いたいのは、現在、今の状況だと例えば役場前から乗って何分ぐらいで仙台に着くのか、大体おわかりでしたら。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ちょっと詳しいのはダイヤを見ないとわからないんですが、確か前見たとき2時間40分か50分ぐらいだったように記憶してございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体それぐらいで、私実はせっかく出すので答弁するほうも用意しているんじゃないかと思ってあれしていたんですけども、実際役場前をこちらから仙台に向かう場合は7時44分に乗ると歌津に8時15分に着いて、そこからバスで、バスというかそのまま8時45分に着きます。そしてそこから例えば前谷地まで行かないでそのバスが石巻の駅まで行った場合は大体30分、35分ぐらいかかると思うんですけども、そうすると8時50分に石巻の駅に着いて、そこから仙石線、鈍行だと9時15分で11時に着きます。何だかライナーとか快速だと9時4分に乗って10時に着きます。また同じように本線を利用すると、7時44分にこの役場前のＢＲＴに乗ると8時15分に柳津駅、そして前谷地までは8時49分、そこから石巻線に乗って小牛田まで9時30分に乗って9時46分に小牛田に着きます。そして小牛田から本線で9時52分に乗ると10時38分に仙台まで着く、そういう現在の状況です。ちなみに仙台からこの役場前まで帰ってくるのにどれぐらいかかるかとすると、一番遅いやつで仙台17時20分の仙石線に乗ると、鈍行だと18時52分、柳津に着くのは19時54分、そして役場前には20時25分ぐらいに着く予定です。ちなみに快速だと仙台18時20分に出て役場前には20時23分に着きます。同じく本線を利用した場合は、仙台17時42分に乗ると小牛田、前谷地を経由

して最終的に20時23分に着く。現在そういうような状況の中でやはり利便性としては柳津から石巻まで、例えば現在前谷地まで行っているやつをその分将来的に前谷地まで行かないで石巻まで行くように要望なり何なりする必要があるんじやないかと思うんですけれども、その点に関して伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように他の自治体が絡んでいる問題でございますから、今野議員の思いどおりになかなかいかないというのが現実です。今回のBRTに変えたのは基本的にはこの沿岸部のレールが全て流されてしまった。そういう特殊な事情があってBRTに変えたということですが、向こうのほうはそのまま被災も受けないでレールが残っておりますので、それを利用している地域沿線の住民の方々がいらっしゃいますので、そう簡単にその当該の自治体の方々が了解というわけにはなかなかいかないというふうにも、今るるいろいろ何時から何時までどこどこと乗り継ぎのあれも示していただきましたが、さつき言いましたように現実的なのは今我々がJRと交渉しているのは快速南三陸号を復活させるということが第一義的で、一番近い道のりだと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 例えばその南三陸号を石巻の日赤とかジャスコ経由になるのかは、そういった構想が今のところあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的なことをちょっと理解をしてお話ししていただきたいのは、BRTは気仙沼線に特化しているわけでして、石巻の日赤病院とかというのは、それは全く別問題でございますので、そこはひとつ誤解、勘違いしないようにお願い申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 石巻に行くルートにつきましては、戸倉方面から神割崎入口、うちの乗り合いバスの最終点、そこから北上町民バスで飯野川かどこかで乗り換えて日赤に行くという手段は確保してございます。以前は神割崎入口からダイレクトに北上町民バスが日赤まで出ていましたけれども、今飯野川辺りで乗り換えるような石巻の公共交通体系に変わっていますので、そこで一旦また乗り換えるような形になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういう方向のバスもあるということで分かりました。そこで再度町

長に伺いたいのは、柳津から前谷地まで線路があるのに直接行っているB R Tに関して、その部分だけ石巻のほうにと、そういう要望ができないのかどうか、それですと近隣のその線路のある豊里とかそういったところにも影響がないんじゃないかなと思うんですが、その点そういうといった要望はできない、要望というか考えはできないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） すみません、ちょっと最終目的地がどこなのかちょっとよくわからないので、すみませんがもう一度お願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最終目的地は仙台です。そしてその間にバスだったら高速に乗れば日赤で降りて、そしてあと石巻の駅まで行くか、もしくはジャスコの近くの新しくできた駅のほうにくつければ観光の方たちも町で病院に行く方たちもそういったルートだとより地域交通としての利便性が増すんじゃないかなと、そういう思いでの直結というか、そのことを要望できないのかという、そういう趣旨ですので、そこを御理解の上答弁いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今のが立派な反問権がありました。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 途中の石巻のショッピング街といいますか、その話と目的地が仙台というのはちょっと分けて考えるべきだと思っております。仙台に向かうための手段とすれば、非常に早い時間でつなぐことが多分B R Tも含め利用者への利便性の向上につながるものと思ってございますので、先ほど町長が最初に答弁で申し上げましたとおり、柳津駅までB R Tで、その後は鉄路で従来、震災前にございました南三陸号で直通便で仙台に行けば本町から2時間程度の時間で仙台にはたどり着けると。目的地が石巻という方につきましては、先ほどの前谷地ルートから行くのが利便性はかえってそちらのほうが高いのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういうことで大体分かったんですけども、一つ伺いたいのは、昨日下でこの時刻表をいただいたんですけども、その一番右下のところにJR東日本盛岡支社監修、そういう言葉が載っていますので、JRはJRでも管轄はどこの分野がこの流された気仙沼界隈のB R Tを担当しているのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） JR東日本としての会社としては1つなんですが、これはもう昔からそういうなんですが、JRの盛岡が担当しているのが多分本吉辺りまではそうだと思います。その以北が盛岡管轄でそれより下のほうが仙台支社管轄ということになりますので、別に盛岡が書いてあっても何ら不思議ではないということあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 全然関係ないということなんですけれども、これ見て分かるとおりその本吉から上は真っ黒で、その下が何かまばらというかそういう状況なので、そういったところも鑑みて今後各種利便性の向上に努めていっていただきたいと思います。

次に空き家で移住を希望される方たちを住居の確保ということで伺っていきたいと思います。まず空き家のことなんですけれども、町長の答弁ですと現在そのバンクというものに関しては8軒が登録になっていてあと5軒が現在活用中、そういう答弁がありました。このバンクもそうなんですけれども、現実として町内に空いている家が、住んでいない家がどれくらいあるのか、状況を把握しているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、正直申し上げますと正確な空き家の数というのは把握しておりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今後把握する必要があると思われるんですけども、その必要性を感じているかどうか伺っておきたいと思います。それと併せて近未来というか、近い状況としては、独り暮らしの高齢の方のこの推移というか、そういったのはどういった状況になっているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 空き家を調査する必要は私はないと思っております。基本的に空き家バンクというのは、空いている家の方々がお貸ししてもいいですよということで手を挙げていただくというのが空き家バンクの制度ですので、空き家を調べたからと言ったって基本的に全く貸すつもりもないという方々、結構いらっしゃいますので、空き家情報を調べても私はしようがないと思っていますので、空き家バンクに登録していただける方々、そういう方々を募集していくということが流れなんだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった町長の考えはわかりました。こういったバンクに登録してい

ない以外の家は、当然相続とか家の状況とかで貸す貸さないは別に多分調査すれば少なからず結構な数に私は上るんじゃないかと思います。ただそれを昨年、一昨年辺りから出てきている言葉で負動産、マイナスの負動産なんですけれども、そういったことになりかねないとと思うので、町としては現在の町長の考えもいいんでしょうけれども、なるべく人口減初め移住に対して使えるような家は極力利用していく、そういう考えも今後必要じゃないかと思うんですけども、その点どのように考えているのか再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 不動産の負がちょっと違う負のほう、負けるのほうの負ですけれども、実際空き家でも固定資産税をお支払いになっている方々もいらっしゃいますので、基本的には空き家バンク登録の際にもいろいろ積極的に声をかけましたが、基本的にはなかなか空き家でも人には貸したくないという方々がいらっしゃるというのがこういう結果ということですので、そう受け止めていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 声をかけてもあれというんですけれども、私今その対策みたいな形で、例えばなんですけれども、そういった家を町等で管理を委託なり買い取るなり借りるなりして、そういう整備をしていくことによってこの住宅の供給ができるんじゃないかと、そういう思いが私自身はあるんですけども、いろいろな制度上とか財政上の関係で難しいかも知れませんけれども、そうすればより有効に活用していく道筋ができるんじゃないかと思うんですけども、その点に関して伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 正直申し上げて言葉は悪いんですが、荒唐無稽なお話でございまして、8軒のうちまだ3軒も利用しないという方がいらっしゃいますので、いちいち空き家を町で全て請け負って管理をして修繕をしてという、これはとてもできる話じゃない、常識的に考えてこれはあり得ない話だと私は思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長のこの私が言っているイメージとは大分違うようなので、現状並びに最低限の形での調整なりをして、あと入った方たちに今D I Yとかそういったやつも都会のほうでは流行っているみたいですので、しっかりあてがってというんじゃないなくて、いろいろな可能性、自分で好きなようにできると、そういう可能性を残した状況での移住を考えるのも昨今のこの流れから必要だと思うんですけども、そういったことは考えられないのか

伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 考えられません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） わかりました。

続いて空き家に関してはそういう状況で私自身町内を歩くといろいろなところで見かけてもったいないような気がするんですけども、町長の考え方及び町のそういう状況では致し方ないということを確認させていただきました。

次に公営住宅に関して伺いたいと思います。昨日でしたっけ、同僚議員の質問の中で現在九十何%、100%近い入居率、そういうことを確認させていただきました。そこで伺いたいのは、近未来と申しますか、今後5年10年後の状況は現在のこの入居率を確保できるのか、どのような状況になるのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に多分空き戸が増えてくるだろうと思います。前にもこれお話ししていると思いますが、昔というか数十年前に建てた町営住宅がございます。百数十戸ございます。基本的にはそういう方々の今お住まいになっている、老朽化していますので、そこを修繕をするということよりも、そういう空き戸が出た部分については、その方々を誘導していく、空き戸を埋めていくと。当面はそういう形、ここ多分5年10年なんですかね。そういう形になろうかと思います。そういうふうにして空き戸を埋めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今町長のほうから答弁申し上げたとおりでございまして、あと長い目で見ますと高齢化率等々の関係から確実に空き戸は発生するんだろうなというところでございますが、今国のほうでも制度の新制度といいますか、通常ですと公営住宅につきましては、低所得者に限定されているということでございますが、それらの緩和措置的な制度もございますことから、状況を見まして導入するかどうかについても今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどもちょっと聞いたんですけども、現在の独り暮らしの高齢者の推移というか、どのような形で動いているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 独り暮らし高齢者の推移ということで、ちょっと手元に独り暮らし世帯の数は現状のはあるんですけども、推移ということであれば何年か分ということであろうかと思います。その数字は今持ち合わせておりません。とりあえず現状で、

○議長（三浦清人君） マイク。

○保健福祉課長（菅原義明君） 失礼しました。平成31年3月現在での申し上げますと、独り暮らし世帯550世帯ということでございます。ただ当然ながら持家の方もいらっしゃると思いますし、貸家の方もいらっしゃると思います。その辺は全て含めて550世帯ということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） できれば公営住宅等のあれを絞って聞きたかったんですけども、それでなくても一般の住宅合わせて550世帯、これが高齢の二人暮らしを入れたらもっと増えてくるんじゃないかなと思うんですけども、そういった中で将来空くような住宅に関して何らかの移住する方たちへの提供等はある程度できるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 今後空いていくということなんんですけども、その住宅を持っている方がそういうふうに御提供いただけるということであれば可能性としてあるかと思うんですけども、今の時点でどうかと言われますとちょっと答え難いかなというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） あとそれと住宅関係で伺いたいのは、例えば移住して来た方たちが自分で家を建てるとした場合に、再度もう少し詳しくどういった形での補助等があるのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 南三陸町では若者定住マイホーム取得補助金というものがございますので、これは家を建てられたり買ったりするときに100万円の補助があるというものがございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それ家を建てる分でしょう。例えば土地の購入とか造成等に対する補助

等は現在あるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 先ほど申しました若者定住マイホーム取得補助金については、土地の購入だとか造成というものは対象になっておりませんので、そういう意味では今今野議員がおっしゃったようなものは存在しないということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 例えば今後自然豊かなこの町で景観の優れた所等に家を建てたい、そういう移住の思いを持った方たちに今後土地の造成その他に関して町単独、もしくは国の何かの補助が出ればなんですかけれども、そういったところで建てられるような状況に少しでも持つていけるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 先ほど若者の取得補助金のお話がありました。具体にうちの町に来て家を建てたいとか、あるいは土地を設けたいという方々が前段として相談に来るのは、この補助金の申請だと思います。その際に例えば今お話しのように、土地の取得費とかあるいは造成費はどうなんですかという相談をいただいたことが今後現実に起きてきたときには、検討せざるを得ないだろうとは思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういう相談がまだないということでわかりました。るる3つの観点からいろいろ聞いてきましたけれども、何せ今後コロナに関してはどのような先行きになるのか、最後町長の所見というか、終息云々もそうなんですかけれども、現在ポストコロナよりもウィズコロナ、今後ある程度こういった状況が続くという、そういう現在の流れの中でやはり移住定住、我が町にしたいという方も多分出てくると思います。現に私の方にもそういった首都圏、そういう所に住んでいる方から何件か問い合わせがありました。現に私たちこういった生活をしていて、非常事態宣言が出て行き来もできない中、私はテレビを一切見ないようにしているんですけども、都会の方たちの自粛のこの生活の大変さ、今回そういったものをお金のある人ない人かわらず同じような思いをしてきた中で、やはりこの先行きから考えると、私質問の冒頭でも申したように、移住定住を考える方たちが多いんじゃないかと思います。そこで町長のところには知人その他いっぱいあるでしょうけれども、こういった南三陸町に住みたい、移住したい、そういう方が個人的なことになるかもしれないんですけども、問い合わせ、その他相談があったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員の一般質問、コロナ、アフター、ポストコロナということで、移住定住と。この質問は実は私大変いい質問だと思ったんですよ。ただ細部に入っていくとどうしても細かい話になってしまって、本来のこの移住定住促進という、本当に大義から言ったら大変今地方にとって大事な話なんです。そこを変に個別に走るのではなくて、大義としてどのように町として取り組むんだということの御質問をいただければ、すごい私はいい一般質問だったのかなというふうに、感想としてお話をしたい。細かい話を言って果たしてそれが一般質問の本来の趣旨と、やっぱりそうではないですね。要は一般質問というのは町としての考え方、根幹の考え方を問うと、これが一般質問ですから、私も議員経験していますから、そうしますと最初のこの移住定住の、そして魅力ある町ということについてのこういった大所高所で論点を見つけて議論を酌み交わせば非常にいい一般質問だったと私は思っております。

御案内のとおり約30年前に首都移転構想というのが随分議論としてなりました。当時も私が議員になったばかりの頃でしたので、いろいろけんけんがくがく当時の執行部と議論した経緯がございますが、それがいつの間にかこれが実現もあるいは何も雲散霧消に消えてしまったことがあります。ポストコロナでやっぱり議論をしていくというのは、やっぱりそういった日本という國のあり方をどうするのかということが非常に私は大事だと思っています。今回とりわけテレワーク等で会社に出勤しなくても仕事ができるという方々が随分といます。こういう方々がある意味高いお金を払って事務所にいなくても自宅で仕事をできるという、そういうことが今回のコロナの騒動の中でいろいろ現実的に出てまいりました。ということは東京に住まなくても関東近辺に住まなくても地方で住んでテレワークで仕事ができるというのが現実的に見せつけられたわけですよ。そこのなかで移住定住というそういう問題にどう地方として取り組むかということは非常に重要な課題であってテーマだと私は思います。これからポストコロナでこういう問題を非常に地方としては声を上げていく必要があると思いますし、今野雄紀議員の一般質問の総括に代えたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長に総括をしていただいて、そこで最後一言なんですけれども、私は首都圏だけじゃなくて、三陸道複線化になって仙台圏辺りからも移住定住も、そういったことも考える必要があると思います。以前だと作並とか秋保がベッドタウン、利府、富谷もそうなんですけれども、今後南三陸町がそういった場所にベッドタウン初めそういったことに

なるように、細かいことを申し上げましたけれども、やはり住みたい、そういういた思いのする魅力あるまちづくりを今後とも町長にお願いして一般質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番今野雄紀君が退席しております。

一般質問、通告7番、及川幸子君。質問件名1、復旧・復興事業の検証について。2、新型コロナウイルス対策について。以上、2件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

[7番 及川幸子君 登壇]

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、次のことについて一般質問をさせていただきます。質問の相手は町長です。

質問事項は復旧・復興事業の検証についてでございます。

震災から10年目を迎える、志津川地区の復興事業9割完成した町の姿を時々車窓から眺めると、光陰矢のごとし、振り返るとあつという間の10年を感じるこの頃です。町民の皆様にとって喜んでもらえる復旧・復興事業であったのか、各種事業の検証をするために次の4点についてお伺いいたします。

1つ目、祈念公園エリアの防災等について。

2点目、公園内の築山に避難できる人数の算定基礎について。

3点目、志津川高校避難所への災害時の対応について。

4点目、復旧・復興事業の方針転換について。

以上登壇よりの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは及川幸子議員の1件目の御質問、復旧・復興事業の検証についてお答えをさせていただきます。

まず御質問の1点目、祈念公園エリアの防災等についてありますが、御承知のとおり南

三陸町震災復興祈念公園については、昨年の12月17日に一部開園をし、本年3月9日には二次開園をして、公園全体の開園をこの秋と予定をしているところであります。この震災復興祈念公園につきましては、東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼と鎮魂の場、そして震災から復興を祈念する場として日々多くの方が訪れる場所であることから、公園エリア内において常に緊急防災情報が入手できるように、公園付近に防災行政無線の屋外拡声子局等を設置していることに加え、避難誘導標識の暫定設置や築山への備蓄用ベンチを設置するなどし、来訪者の安全安心の確保に資する対策を進めているところであります。今後におきましては、祈念公園での避難訓練の実施を検討するとともに避難誘導標識の本整備を行い、いざというときに適切な避難行動ができるようハード、ソフト両面での対策を行ってまいりたいと考えております。

なお祈念公園内の築山に関しましては、当該エリアの防災対策として一次避難地とすべく整備をしておりまして、今後本町の指定緊急避難場所への指定を予定するものであります。

次に、御質問の2点目、公園内の築山に避難できる人数の算定基礎についてであります、災害発生時において基本的には本町の指定避難所である志津川高等学校第二体育館へ避難をしていただことになりますが、先ほども申し上げましたとおり公園内から逃げ遅れたときの一次避難地として築山を整備しております。算定基礎といたしましては、公園エリアの来訪者及び国道南側エリアの利用者としておりまして、想定避難者は126人、一人当たりの必要面積を2平米とし、築山頂上部252平米で整備をしております。

次に、御質問の3点目、志津川高校への災害時の対応についてであります、本町では東日本大震災の経験を踏まえまして、平成25年度に宮城県志津川高等学校第二体育館を町の指定避難所として指定をしております。この指定に当たりましては、宮城県教育委員会及び宮城県志津川高等学校において災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書、災害時における宮城県志津川高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書をそれぞれ取り交わし、また避難所の開設手順や運用ルール等を定めた志津川高校第二体育館における避難所運営マニュアルを整備して学校側と連携した避難所運営としております。志津川高等学校第二体育館における避難所の利用につきましては、避難者の受入れ人数をおおむね200人と設定しており、主に志津川市街地からの避難が想定されることから、当該市街地から志津川高等学校までの避難路の整備や避難誘導標識を設置するなどし、災害時における迅速かつ適切な避難行動を促してまいります。また多くの避難者が避難した際には、第二体育館以外の施設開放を検討することに加えて、隣接する指定緊急避難場所である旭ヶ丘コミュニティセンタ

一及び志津川西復興住宅第一集会所との相互連携による避難者の受け入れ対策等を行うものであります。

最後に御質問の4点目の復旧・復興事業の方針転換についてであります。復旧・復興事業については復興を具現化していく中で、関係機関との調整、財政負担の増加などを理由に八幡川右岸の土地利用や自然環境活用センターのように計画を変更して実施したもの、または廃止としたものがあります。しかしながら計画の変更や廃止を判断するに当たっては、代替策が確保されていること、所期の目的が達成されることを第一義に、事業の早期完了、次代の町民に負債を残さないことを念頭に、その都度議会に対しても報告を行い、進めてきたところであります。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは少し詳しく伺いたいと思います。

1つ目の祈念公園エリアの防災等について、都市公園として申請決定された築山に安置されてお亡くなりになられた人の名簿が最近職員の手で虫干しされたようですが、原本なのか予備が役場にあるのかお伺いいたします。

また、あの築山は最終的に逃げ遅れた方の避難場所になるかとただいまお伺いしました。

それでよろしいでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　祈りの丘に納めておりますのは原本でございまして、それ以外の分については町の役場のほうで保管をしているということになります。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ではあの場所にあるのが原本ということで、そのほかは副本として役場のほうにあるという解釈でよろしいでしょうか。

そうすると先ほどの答弁でありましたけれども、築山は最終的に逃げ遅れた避難場所になるということでよろしいですね。あの辺どこにも行けなくて残った人という解釈でよろしいでしょうか。最初から避難場所ではなくて、逃げ遅れた人の避難場所ですよという解釈でよろしいでしょうかということです。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　これは祈念公園の整備の際から議員の皆さん方にずっと説明してきたとおり、避難は志津川高校に避難をしてもらうと。逃げ遅れた方は一時的にあの場所に築山に避難をしてもらうということは、再三私も皆さんに説明してきたとおりであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） わかりました。次に上の山緑地、現在あります。あそこは避難場所から外れていますね。震災当時あそこからみんな小学校に上って助かった人たちが多かったんですけども、現在は上の山緑地、あそこは上の山公園という名前がついています。国道から4メートル高くなっていますから、さんさん商店街や観光客が災害のとき逃げやすい場所のはずです。前に私が質問したとき町長は国道から志津川小学校に逃げるべきと話されましたが、それに今も変わりないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そんなに頻繁に変わるのはなくて当然のごとく、さんさんの皆さんは志津川小学校に逃げていただくということあります。大体、上の山はもうあそこは津波、浸水してございますので、その場所に避難ということは考えられないということあります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は津波が乗っていますけれども、あそこから小学校に通じてみんな助かったんです。あそこの緑地には乗ったけれども、そこからさらに小学校に行ってみんな助かった場所なんです。ですから今後もあの今の現状を考えてみると、国道の歩道を渡って小学校に逃げるということは不自然でないかなと思うんです。目の前に国道のこちらから行くと上の山の下、各商店街の駐車場がありますけれども、あそこ4メートルの高さになりますけれども、あそこを上ったほうが早いのかなという思いがするんです。国道398号線を小学校に行くとなると、平らですけれども今後川の遡上が、水が速いです、護岸が整備されていますから。仮にそこからの危険性が目の前にあるということは、人間の精神として早いところに高いところがあればそっちに駆け上がったほうが人間の心理として。皆さんそうならないでしょうか。私はそう考えます。なぜかというとその国道398号線は川を渡って、そして国道45号線、さんさん商店街の前を通って、そして国道45号線にぶつかっています。そうした場合、川を渡っている橋のところを通って、人の心理としてですよ、私もそうなんですが、そちらに逃げるよりも目の前に上の山という高台があるから、みんなそちらのほうに逃げるのではないかと思うんです。これは命にかかる大事なことですから、しっかりと聞いておく必要があるのかなと思います。むしろそこを上の山緑地は水が乗ったけれども、そのところから小学校に抜けられる、そのルートを草刈り、何も舗装にしろではないですか、有事のときそこを駆け上がって抜ける、その草を刈ってそこを常に小学校に抜けられる道を整備してはどうかなと思うんです。また、秋には中橋が完成すると観光客も増えます。

そうした場合、地の利のわかる地元の店員や職員、地区の人たちで情報の共有がとても大事なことだと思います。そして、それと国道398号線が国道45号線と合流するだけで枝線がなく、防災上とても危険な状況ではないかということが心配されるんです。その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大丈夫です。何勘違いしているかわかりませんが、さんさんから志津川小学校に避難するのにどうやって川を渡ればいいんですか。川を渡らなくて行けますよ、小学校まで。それからもう一つ言わせていただきますが、上の山公園はチリ地震津波のときはあの高さは10メートル以上ありました。私小学校3年生のときそこに逃げました。したがってその場所を指定避難場所に旧志津川小としては指定をしてございました。しかしながら今回あの場所においては大きく被災をしてしまった。志津川小学校にと言っておりますが、あの上を上がっていくと多分わからないと思いますが、権現さんという神社があります。一時避難をしていくのはその権現さんに避難すればそれで十分であります。わざわざ上の山公園から志津川小学校への道路を整備しなくとも、十二分にあの場所で避難はできるということあります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私の言い方が悪かったら、悪いかと思うんですけども、先ほど橋を渡ってと言っているのではないです。あそこを通る小学校に逃げるとき、橋が目の前にあるそばを通過していくということなんです。橋を渡るというのではなくて橋のそばを通って小学校に逃げていかなければならぬ、そういう目の前に川、橋、そういうものがあるとやはり恐怖感というのは出てくるのではないかと思うんです。それよりも何もない高台のほうに逃げたほうが町民にとっては命が助かる方策ではないかなと思うんです。昨日、用事があったついでに保育所の跡地に行ってみました。そうしたらきれいにあそこの保育所跡は整地されておりました。しかし周りは草だらけでした。そして保育所の跡地から行った人たちは御存じだと思うんですけども、名誉町民、先生の高橋長偉先生の所の近くに上がる階段があるんですね。志津川の方はわかると思うんですけども。あの階段の中腹の石段がちょうど崩れていたんです。だからそういうところとかあと緑地なんですかけども、一部刈り払いはされていましたけれども、草ぼうぼうで何かがあったときはどこがどうなのかという迷路になりますので、その辺も草刈りなどの徹底していただきたいと思います。

その辺を町の部署はどこになるかわからないんですけども、確認しておりますでしょうか。

その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設長（及川幸弘君） 都市公園という位置づけということであれば当課のほうで管理ということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 確認はしていないと思いますけれども、今後その辺の確認方をお願いいたします。確認はしていないですよね、場所はね。

○議長（三浦清人君） 草が上がっているんだけれども確認していますかということ。建設課長。

○建設長（及川幸弘君） 現地のほうは私も見させていただいておりまして、今後上の山公園につきましては、低地部の市街地整備の中で道路等と修繕といいますか直す計画としてござりますし、その後には上の山公園の整備というのを今教育課さんのほうで計画をしておりますので、整備された後にはきれいになるものと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その草はそうなんですかけれども、石段、中段の石段が風化して欠けているんです。足がちょうど乗るところなんですけれども、そういうところも確認していただきたいと思います。その整備と言いますけれども、そこから小学校に抜ける、小学校に3・11のとき皆さんのが通ったその道路、草刈りだけでもいいです、何も舗装にするまででも。そういう考え方があるのかないのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設長（及川幸弘君） 今聞き及んでいるところによりますと、寛永寺さんの所有ということでおざいますので、基本的には個人地ということになりますと町のほうでの管理というのは基本的にはできないということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 個人所有、あのまま風化していくと個人のだからそこは上がれないというようになるのかなと、また心配の種が増えますけれども、まずもってさんさん商店街、あの辺は混雑します。道の駅が開園するとますます駐車場がいっぱいになり、国道が渋滞になり、非常時には車を置き去りにせざるを得ない状況になるのが目に見えます。そのような心配は無用でしょうか。想定外と言えるのでしょうか。その辺お答え願います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 津波避難する際には、車でなくて徒步で避難をすることは、これ

はルールとして決まってございますので、ルールというか一般的にそう言われております。

したがって、さんさんからさんさんに車を置いてそのまま歩いて志津川小学校の近くの高台に避難をするということだと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　そうであればなおさら私志津川小学校までの距離、そしてその上の山緑地から上がって上に上がる、距離的なことから言ってもやはり上の山緑地、そこから小学校に通じるほうが速いのかなと思います。その辺、車を置くとなればなおさらのことそうだと思うんです。今護岸整備していると川の波の遡上というのは速いです。以前みたいに整備されないとそこからじわじわとあふれていくんですけども、今度は波が高くなつて奥までも入っていくようになるんです。そうするとこの次に出てきますけれども、廻館の19号ですか、災害、去年の。そのときのような冠水状態になることが目に見えて心配されるんです。

それから中橋、今非常にやっておりますけれども、これが秋の完成ということを聞いております。中橋が完成すると、祈念公園に下りて見学したり公園の駐車場から反対に伝承館に来る方がいらっしゃるかと思いますが、聞くところでは災害のときは中橋を渡つて公園に下りた人は戻れない、橋を引き返せないという説明をされた町民の方がいましたけれども、それは事実なのはどうなのか、中橋の供用されたときのことを御説明願います。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　どなたがおっしゃったかわかりませんが、中橋から戻れないということはありませんから。それから先ほど来及川議員の御質問している中にあって、すぐ津波が来てというお話をしておりますが、どういう地震を想定して、その地震を想定した後に何分で津波が来るという、それ何か地震学会とか何とかで発表したものに基づいてお話ししているかどうか、私ちょっと聞き取れないんですが、地震があつて津波がすぐ来る、例えば南海トラフ地震で地震が起きて高知県の黒潮町などは5分で来るという想定の中でそれぞれの地域が避難誘導、避難計画を立てておりますが、今及川幸子議員がとにかく津波が来る、津波が来る。その前提の地震というのは一体どこで起きて、どのような速度で時間で津波が来るという、その根拠となるものは一体何なのかをお示しいただかないと、なかなか我々もその御質問に対してお答えするのは難しいと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　心配されるのは報道でもされている北海道、岩手沖、それらの地震が近いうちには来るだろうということ、それが今の3.11よりもはるかに高い、そしてまたそれ

に3.11よりも時間が3.11は四十数分の時間がありましたけれども、30分というようなことも聞いております。そうしたことから南海トラフか北海道のほうが先かわからないんですけども、それは。大体そういう大きなものが近い将来来るのかなということが想定されるから今話しているんです。そういうのを想定して質問しているわけです。時間も短いと。3.11より短い時間になるということも報道されているのを聞いています。そういうところから質問させていただいております。

それからこの中橋の開通した場合、車は乗り入れられない、人が往来するだけということなんですけれども、高校生があそこの公園を通って通学路になるわけですけれども、そのとき自転車等はどうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 千島海峡の地震の想定のお話をしているようですが、基本的に東日本大震災でこの地域に津波が来たのは30分です。40分ではありません。今回千島海峡の地震になれば当然のごとく距離的には東日本大震災より遠いということになりますので、少なくとも30分以上の時間余裕はあると。さんさん商店街から志津川小学校まで徒歩で避難しても7、8分で到着できます。走れば5分以内で志津川小学校まで到達できるということですので、千島海峡の想定されているそういった地震から、地震が発生してさんさんから走れば十二分に時間は間に合うということだと思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 少し戻った部分からお話をさせていただきたいんですが、そもそもこの御質問の趣旨、避難所の設置をどこにするのかというところが原点になるお話でありまして、上の山は被災しているところですからもうなり得ないと。ですから志津川小学校を避難所としたときに、防災の計画の中ではどのルートを最も安全に短時間で移動できるかという、そういう見方の中で単純に現在の志津川小学校へのルートを選んでおりまして、自転車も含めて、あるいは高齢者の方が移動することも含めて、上の山のそういう草刈りをして管理しなくてはいけない急傾斜を越えていくのではなくて、歩きやすい移動しやすい避難しやすい環境条件を選んでいるということです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりましたけれども、目の前に高台があって、人として逃げるとき、時間を計ってそして逃げる人はないと思うんですよね。やっぱり。とっさのとき來るので。だから一方的にそっちだけ国道から小学校に行けるだけではなくて、やは

り昔から志津川にいた人たちは体で覚えているはずです。上の山に行くというところ。いや、町長はないかもしれないけれどもいろいろな人が、いろいろな考えの人がいます。そしてやはり近場に逃げるという方法も考えられるのかなと思いますので、その辺何も金かけて整備しろではなくて、3.11のときはモダの中、早い話が皆さんモダと言ってわかると思うんですけども、モダの中を逃げていった、そういう人たちの声も聞くので、年に1、2回の刈り払いをして、そこが小学校に通じるよということがわかる程度でいいですので、そこをやっておく必要があるのかなと思います。町民全体のことを考えると。そこから上がって逃げた人たちも現にいるので、全然ないというわけではないと思うので、命を守るための方策として、その辺を要望いたします。どうでしょうか。その辺は。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前の街並みと今の街並みをしっかりと見比べて御発言をいただきたいと思います。町民の皆さんがあそこを高台だと言っているのは、震災前高台です。十数メートルありましたから。今10メートルのかさ上げしてあそこを高台だという町民の方はいません。基本的にはただのちょっと高いところ程度です。今の地盤から多分3メートルぐらいしか今ございませんので、あそこを高台だという発言はない。したがって、それと町民の皆さん、今あの地域に住んでいませんので、全て今高台にお住まいになっているので、わざわざあそこのことを避難場所という意識を持つ町民の方々は及川議員以外はいないと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は上の山を避難場所とは言っていないです。避難場所は小学校なので、そこに行き着く、じゃあ上の山に今暮らしている人たちは国道まで下がってそこから避難して行くんですか。上の山にも数十軒の家があります。そうした人だってその小学校までのモダの中を逃げるという可能性も出てくるわけですよ。上の山を避難場所にしてくださいとは言っていないんです。小学校に通じる道路を刈り払いしてそこも通じる、上の山の人たちが下まで下がらなくとも行けるような、そういう整備、大がかりになると整備と言はずけれども、刈り払いをしておいたらどうですかということを申し上げているのです。

次にじゃあ2つ目のほうに移らせていただきます。築山に避難できる人数の算定基礎をお伺いします。先ほどの説明ですと、126人と思います。1人2平米ですね。畳一畳分だと思いますけれども、もう少しその辺詳しく御説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） では御説明をさせていただきます。126人の根拠についてでござい

ますが、祈念公園エリアですね、132人いらっしゃったと想定といいますか、これは過去に慰靈の場、要は献花台でございますが、献花台におきまして実施に調査をさせていただいてございます。平均滞在時間30分で、なおかつピーク時と。それで132人ということでございますので、その132人をベースにしまして、これ想定でございますが、10%の方が逃げ遅れたという仮定をしますとそれで14人ということになります。それとあと国道の南エリアでございますが、語り部バス等々現地のほうに入られているということで、こちらのほうも調査をさせていただいておりまして、日平均で大体バス3台ということですね。あと乗っている方々、あと添乗員の方々、あとは運転手さんということで1台当たり35人と。プラスあとは添乗員さん方7人ということで3台ということで、トータルにしますと112人と。先ほどの14人と合わせまして合計で126人と。なおかつ1人当たり2平米ということで252平米というような算定をしてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、この件についていろいろ祈念公園については開示請求させていただきました。この中に震災復興祈念公園の避難築山頂部の必要面積算定における想定避難者数については、第10回交付金要望において下のここに図面があるわけなんですけれども、図面の条件で算定したところ、第10回申請以降当地区での自然環境活用センターの整備を取りやめたが、第10回申請時点では避難者数の想定としていなかった民間による震災遺構保存及び当該施設への来訪者が新たに生じていることから、想定避難者及び避難築山頂部の必要面積には変動がないという、変動がないんですけれども、この資料の中には変更されているんです。第1回はちょっと持っていないんですけれども、これは避難者推計数の第10回申請時のときと、今回この取りやめた後のものが対比されているんです、この開示請求のやつにはね。それから見ますと公園北エリア64人、8事業者、従業員推計64人、うち避難者数7人ということ、算出基礎に基づいて出てきております。それから慰靈の場、これに滞在者132人でそのうちの避難者数14人、それから頭頂部ですね、一番上のところの頭頂部、その広さ、これは頭頂部ですから126人です。県道沿道エリアという、南側のほうなんですけれども、そこには48人、6事業者、従業員数48人、避難者数5人、それから国道以南エリア200人、そこには8事業所、従業員数64人、自然環境活用センター利用者が136人でうち避難者が100人となります。こういうデータがあるんですけれども、現在はそれは計画した時点、10回目ですからそれからしばらくたってのことだと思いますけれども、現在は事業所も何も出ていないです。そうするとこここの算定基礎、計画とまるきり違いましたので、ここは今度は慰靈の場、

そこには132人、エリア滞在者数132人、うち避難者数14人、今度は国道以南エリア112人、民間による語り部バスが毎日平均3台来訪、うち避難者数112人。語り部バス乗客及びバス乗務員のほとんどが町外住民であり、民間震災遺構から指定避難所、志津川高校への見通しがきかないこと、距離が遠くアップダウンがあることから、全員が一時避難地である築山を選択すると想定、そういうことが記載されているんです。当初からなぜこの震災遺構だった高野会館を入れて算出しなかったのか、そしてまた計画どおりにいかないがゆえに今度はこのような高野会館の人数を取り上げたのか、その辺お知らせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然変更はあります。これも変更してございます。何も変更したことが悪いということではなくて、例えば第10回申請で活用センターの人数も掲載しておりますが、基本的には活用センターも今ございませんので、こういった数字等についてはこれは抹消するということですので、これはある意味変更して当然と思っておりますし、それから126という数字にあまりこだわる必要は私はないと思っているのは、基本的にはこれは復興序のやり取りでのこの数字で落ち着いているんですが、基本的にはさっきから言っているように、ここは逃げ遅れた方が一時的に来ると。避難をするという場所の設定ですから、この人数がここに来るということの設定ではないと。ある意味これぐらいは受け入れられるという数字であって、基本的には皆さん高台のほうに避難してもらうという数字でございますので、変更したのは何も別に悪いことがあったわけでも何でもないと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これ実は何回か変更して、今町長は変更しても当然だと言うんですけども、なぜ避難者人数の変更が何回も変わるのが不思議なんです。最後逃げ遅れた人がいると想定しなければならないのか、126人今町長がそれは多いか少ないか、それを想定したと言いますけれども、周りには何もなく築山に上がる人数が数人程度だと思うのであれば、今までして何で築山を復興予算どんどんつぎ込んでやらねばならなかつたのかという、今度は疑問も発するわけ、出てくるわけです。この高野会館を最初から入れていれば何もよかつたのではないか、なぜ周りの事業者等がなくなった、最後にここが出てきたのか、そこが不思議なんです。変更変更と最後には高野会館の語り部バス3台の乗客112人が距離が遠くアップダウンがあるから全員が一時避難である築山を選択したというような、ここに記載があります。そうであるならばやはり当初から、私が当初から国道の下にガードを通して最後海の人たちとか、そういう会館の人たちとか観光客が逃げるためのガードが必要でないかという

ことも質問しました。それで必要ないということでしたので現在に至っているわけなんです。避難のための築山であれば名簿安置はできないのではないかでしょうか。復興庁からは名簿安置も認められたんでしょうか。防災公園なので趣旨からすると避難する場所だと思います。名簿安置は祈念公園にすべきと思います。復興庁から祈念公園が6.3ヘクタールが大きすぎるからと言われて防災公園、いわゆる都市公園であれば補助率もいいので3ヘクタールずつ分けて2つの公園を6.3ヘクタール合体させ、復興庁に変更申請して私たちには祈念公園として一部開園としたのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当によく勘違いした中身を随分お話ししておりますが、思い込みで言うのはちょっとおやめいただきたいと思います。基本的にあの場所に築山に避難する方は本来はゼロであるべきなんです。あそこは逃げる場所ではない、だから何回も言うようにここに逃げ遅れた方々が1人か2人で来るかもしれません、そういう場所。もともとあの築山について私は祈りの丘ということでの計画をしてございまして、そういう築山の作り方をしてございます。それからもともとあそこの面積は24ヘクタールで計画をしておりました。これは何回も前に皆さんにお知らせしていますので御承知だと思いますが、これが復興庁とのやり取りの中で24ヘクタールは大きすぎるということで、6.3に縮小になったということですで、3ヘクタールを2つに分けるとかという話は全くございませんし、それから併せて先ほど何か昔から持論のようにお話ししていますが、大体津波を防御する道路にガードを入れて車を通すというのは全くもって津波防御ということの原点の理解を全くしていないんじゃないかなと私はずっと前からこの疑問に思っているんですよ。わざわざ津波が奥行きに来るような誘導するようなガードを作るということについては、津波を防御するという観点から全くあり得ない議論だと私は思っている。及川議員はどなたかにこう言えと言われてきたのは到底私も想定はできますが、それは一業者の話の問題であって、町全体の町民の皆さんを守るという観点からいったときに、ガードを作るという観点は多分町民の皆さんにこの説明をしたら賛成する人はほとんどいないと思います。そういう話を町民の皆さんに向かって及川議員、責任持ってお話しできますかということなんですよ。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ガードの件はもう少し先のほうにいって言いますけれども、次に時間もありますから、次に3点目、志津川高校避難所への災害時の対応です。

祈念公園周辺で津波や災害が起きた場合、第一避難場所を確認しますが、志高で間違いない

いでしょうか。450メートルあそこまでの距離がありますが、上の山公園のほうが200メートルで近いはずです。それ、先ほど議論しましたこの200メートルは除くとして、450メートルありますけれども、再度確認いたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 以前私は志高の通学路の整備を要望しましたが、町長は要らないという答弁でした。非常に残念で悔やまれます。台風19号豪雨災害で川の氾濫で廻館地区旧合同庁舎付近が冠水しました。今後もまた大雨が降れば氾濫の心配があります。町を守れるんでしょうか。これが津波あるいはひどい豪雨、大雨であれば志高下から祈念公園が冠水して何日も水が抜けずに通学路が使用できなくなります。せめて国道からの通学路のかさ上げを県と協議して復興予算で実施すべきではと思いますが、今後も高校生には公園の中を通って田んぼ道を歩かせるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。（「確認して」の声あり）確認。内容の。

○町長（佐藤 仁君） どこの通学路のお話をしているんですか。（「高校」の声あり）

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 高校に行く通学路です。（「どこから行く」の声あり）県道、国道の下に県道がありました。以前398の下、脇に県道があってそこから入る通学路です。基盤整備した脇を常に通っている道路です。（「町道」の声あり）失礼しました、県道でなく町道でしたか。町道。そうです、高校の下まで行くあそこ200メートルぐらいあるんでしょうかね。そこです。以前私も質問したら津波が乗っているけれども、舗装が壊れていないからできないという答弁でした。その辺、再度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町道です。あそこは普段子供たちが通っておりますし、例えば今お話の道路の低いとかと言っていますが、多分御承知ないのかな、昔の志津川中学校、今ＪＡがありますが、あそこに上つていってそのＪＡからそのまま高校に上つていくようになっていまして、別に低いところ、危ないときはあの低いところを通らなくてそのままＪＡに上がつていって高校に行けるようになっていますので、別に低いところを通らなくたって高校に行けるようになっています。何も1本だけじゃありませんから、あそこの道路は。2本あります。ですから、そういう意味で危ないときはそちらの高いほうを通ってもらうということです。

結構だと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 高校生、通学路として今の道路、現状を整備したほうが、高校が存続できるかできないかの瀬戸際まで来ています。祈念公園を通って田んぼ道を通って、そして通学路にするという計画があります。私たちもその祈念公園の中を高校生が最短で行くということを聞いておりますけれども、それらを考えるとやはり通学路のなくてはならない高校ですから、今五十五、六人に高校生がなっています。どんどんとなくなって、そして今度は廃校というような危機感を持たなければならぬんです。そうするとやはりそこの整備というものも必要不可欠になってくるのかなと思うからこの場で申し上げているのです。まずその前の慈恵園から上がるというところは私も知っております。急な坂を有事のときは上がる。そこだけではなく祈念公園を通って上がるという、そういう祈念公園から田んぼ道を通って通学路にするということに対しては変わりないんでしょうか。危険性が伴わないんでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 議論を少し整理してお話ししたほうがいいと思います。高校の存続とそれから田んぼのあぜ道の話を一緒にしたって、これはどうしても議論としてかみ合わない。そういう問題ではなくて、もっと建設的な意見をお願いをしたいと思います。あぜ道がなぜ悪いのかということではなくて、要は祈念公園から基本的に最短距離で逃げられる場所というのは志津川高校です。その場所に対する避難路を作るということですので、そこに何ら違和感も私は持つてございません。いずれそれぞれのすぐ近くに高台があるわけではございませんので、こういう立地条件でございますので、その中でその自分が今いる位置から一番近い高台に一直線で逃げる道路を作ると。それが避難路の原点でありますから、そういう整備を我々はやっているわけでございますので、それがあぜ道だからいいの悪いのという議論とはまたこれは違うと思いますので、その辺はうまく整理をしながら意見をするようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は避難道ではなくて、祈念公園を通学路として使わせるという、そこがどうなのかということを問うているんです。毎日通学路となればそこを通るわけですけれども、例えば冬場になると時間が4時5時になると暗闇になります。そういうところを通学路として使わせるのかというような質問なんです。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 通学路として使わせるのかというお話でございますが、通学路は高校のほうで御指定をなさるのかなど。それに祈念公園を通るルートが入るのかどうかというのは基本的には志津川高校のほうでお決めになる事項だと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 志津川高校で決めることということになりますけれども、私たちへの説明ではそういう高校の通学路に使わせるというようなことも説明として承っておりますので聞きました。

次に4点目になりますが、復旧・復興事業の方針転換についてお伺いいたします。南三陸自然環境活用センター、ネイチャーセンターと呼ばせていただきます。この施設は戸倉公民館2階に昨年オーブンしました。しかし、まちづくり協議会公園部会有志の要望を受け、八幡川右岸案で検討開始され、復興交付金効果促進事業にて基本構想を仙台の株式会社プレック研究所東北事務所に委託し、平成26年3月3日委託契約、平成26年9月30日1,890万円で委託業務完了と検査報告書が開示請求で出ています。これ支払いは終えているのでしょうか。どうなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 支払いは終えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 支払いが済んでいるとすれば、これは絵に描いた餅になってしまった、つまり青写真まで作り、それに1,890万円をかけたが計画どおり実施できかねた。その責任は誰にあるのでしょうか。そして町の損失にはならないでしょうか。この設計を見ますと素晴らしい未来が想像できる大変将来性のある設計図面です。さらには、そこまで膨大な提出書類を作成した職員の御苦労を考えると胸が痛みます。平成26年度から30年度までの間に何があったのか疑問が残りますけれども、まずもって1,890万円、これを支払ったというこの責任と損失にならないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 絵に描いた餅には全くなってございません。御案内のとおり先ほど私答弁させていただきましたが、設計する際にはそういう代替施設とかそういうものを設けて変わっていくということを説明させていただきましたが、その設計、提案にかかった分についてはそっくり今の戸倉のネイチャーセンターの建設に向けての底端になってございますので、

全く無駄ではなくて戸倉のネイチャーセンターに向けての資料として活用させていただいたというところで、それからもっとわかりやすく言うと、これは災害復旧ですので、基本的には10年でこの事業を終えなければいけない、これは前からも私議員の皆さんにお話ししているんですが、到底その時期に10年での場所にネイチャーセンターを完成するというのは、物理的に不可能だったという、不可能になってしまったという時期になったということです。多分、今見たら篤と分かると思います。今あの場所はまだ仮置き土があり、今これから道路工事も始まっていますが、もう残すところあと僅かしかない中で、あれが全て工事が終わってそれからあそこに10年以内で建物を完成するということについてはどう考えたって物理的に無理だと。こういう判断を常々我々はこの9年間やってまいりました。ですから当初の計画どおりに全ていったのかということになりますと、多分ほとんどの事業は大なり小なり変更を重ねながら今の南三陸のまちづくりをしてきたと言っても過言ではないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

一般質問を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの続きをさせていただきます。

先ほど1,890万円、これは責任として町の損失にはならないでしょうかということなんですが、これども、これは町の責任とはならないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1,890万円が全く無駄になったというふうには町長答弁あったように考えてはいないんです。今回のそのプレック研究所にお渡しした金額に関しては、ネイチャーセンターの施設整備に係る方針で、方針に伴います機能をどのような機能を持たせるか、それに伴ったどのような施設の内容にするかという基本計画、それによって今後の外構工事ですか施設造成がどれぐらいかかるのかという部分も含めて基本設計だったと思うんですけども、それに伴って先ほど答弁あったように八幡川右岸の旧松原公園にネイチャーセンターを建設するのが当時はこの平成32年、現在の令和2年までインフラの整備が完

了、不透明だったという状況も加えて土地造成費用ですとか、外構工事が多額にわたりますので、一般財源としてこれを支出するのはどうかと、そういう課題があったという部分も改めて分かりましたので、その結果戸倉公民館のほうに計画地を変更したという内容となっておりますので、無駄にはなっていないという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 無駄にはなっていないということなんですけれども、この事業の基本計画の業務検査復命書、この中身は南三陸町震災復興計画におけるまちづくりの基本的な考え方方が載っております。復興の基本理念、自然、人、なりわいが紡ぐ安らぎとにぎわいのある町へということで、復興目標といたしまして3つの復興目標があります。1つ目は安心して暮らし続けられるまちづくり、2つ目、自然と共生するまちづくり、3つ目、なりわいとにぎわいのまちづくり、この基本計画の策定図面は自然と共生するまちづくり、これが大きく関わっているんです。土地利用のあり方、調査対象地は公園緑地ゾーンに位置づけられ、八幡川の対岸、産業ゾーンに位置づけられている。それから公園緑地ゾーンは復興の象徴であり、防災機能を有するなど、多面的な役割を担う公園を整備する区域、陸上競技場など多様なスポーツを楽しめる施設を整備する区域、産業ゾーン、水産業の再生に必要な市場、作業所、水産加工施設などを効果的に配置する区域、こういう計画に基づいて職員の皆さんも仕事をし、そして立派なこの復命書、この図面が配置計画書出しているんです。

先ほどの町長の答弁ですとネイチャーセンターは戸倉公民館にやったから無駄でないんだという話なんですけれども、この図面が素晴らしい旧松原公園の場所をモデルとしてそこにいろいろな自然との共生、子供たちがネイチャーセンターをここに作れば65人の子供たちも学習になるだろう、いろいろもろもろそのほかにも水と親しむとかいろいろなことが配置計画書に載っております。そういうことからすると、やはり南三陸町にはこういうものがあれば観光客の人たち、地元の人たちでもにぎわえるのだなといういい計画だなと思って私はこの復命書を見させていただいたから、この作った人はそれだけこれに自分の持てる力を十分発揮した図面になっているなということを評価、私もするわけなんです。ただネイチャーセンターが戸倉から行ったからそれでいいんだではない、大事なこの計画書案なんです。それができなくなつたということが残念、私的に非常に残念と思っているんです。その要望もまちづくり協議会公園部会のほうから来ているということもやはり町民の声の一つだなと思うんです。

さて、隈研吾先生のグランドデザインの案がこの中に入っていますけれども、隈先生は著

名人ですので高い金額になりませんかね、こういうことを次々と伝承館、いろいろ隈先生の設計がそちらこちらで見られますけれども、どうなんでしょうかね。松原公園も入っていましたが、なぜ志津川中学校下に松原公園が移ったのか、その経緯をお聞かせください。県の公園要領では500メートル内に公園は作れないのではないかでしょうか。確かにそういう要綱があつたと思います。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当にづくづくお聞きになってですね、これまでの9年間の町の復興のあり方というものを勉強していないというか、理解をしていないなということを改めて今痛感をしてございます。先ほど3つの方針を述べられましたが、今の南三陸の町はまさしくその3つの方針を具現化したのが今のまちづくりだと思っています。松原公園がなぜ上に行つたのか、御承知ですよね、これ多分。昔の松原公園の場所はあの地域に町営住宅の4階建てがありまして、あの場所が津波避難ビルとして指定されていました。ですからあの東日本大震災でもあの4階に逃げて助かった方々がいらっしゃいました。しかしながらあの町営住宅はなくなつて、あの場所にいま一度松原公園を復活したときに、近くに逃げる場所がどこもない、そういう場所にまた子供たちが集う松原公園を再建したらば、一体どこに逃げるんだという、そういう思いを我々は持つながらこの復興計画を立てながらいろいろ話し合いながらしてきました。もともと原形復旧という復興庁の基本的な考え方がありました。松原公園においては、あの現地復旧ということが復興庁の基本的な考え方がありました。しかしながら今お話ししたように、子供たちが逃げる場がない場所に公園を再建して子供たちの命をどうやって守るんだと、そう復興庁にずっと訴えかけて、数年かかって高台がすぐ近くにある今の場所に松原公園を移設することができました。そういうふうに我々はずつと当初計画とずれるかもしれません、さっき言いました、大なり小なり最初の復興計画からいろいろな変遷を踏まえながら町民の皆さんに過ごしやすい安全安心な町をどうやって作るかということをずっと議論しながらやってきた、その一つが松原公園を高台のすぐ近くに移動するということで子供たちが安心してあの松原公園で遊んだり運動したりできる場所を作るということで移動した。そういう基本的な根本的なこともこの9年間我々はやってきました。及川議員も議員としてこれまでずっとそういった変遷を見てきたはずであります。それを今この時期になってなぜ変わったのかということをお話しされると言うことは、これまでの町の復興計画の推移を全く勉強していないと言わざるを得ないと思います。

○議長（三浦清人君） 及川議員、2件目がありますのでね。時間もないですから、時間の配分。

及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　この人たち、ネイチャーセンター、あるいはそこに施設を作る、公園を作る、だから築山を作った、災害時にそういう所に逃げるよう、だから築山を作ったという、だったらこういうことがあってもいいのではないですか。有識者会議の中の宮城俊作先生が震災区域にこの公園がいかがなものかとコメントを出したそうですが、町民は何十億もかかる公園を望んではいないんです。国民が2%の復興税を納めているので、復興という名の税金の無駄遣いをやめてくださいと町民の声も私の所には届いております。当初の24ヘクタール、先ほど町長がおっしゃいました。50億の公園を町長は計画しましたが、復興庁から大きすぎるとゴーサインが出ず、6ヘクタールに縮小したが金額は用地買収を含めると道の駅、それらを含めると総体的に50億になると思います。これは私の概算ですけれども。そうしたことがこの祈念公園にかかっているわけです。先ほど町長が私に誰かの知恵でそういうことを言っているのかと言われましたけれども、心外です。私は私なりにこういうものを開示して、そしてここで発言しているわけです。

最後にお伺いしますが、この祈念公園は誰のための公園だとお考えでしょうか。それを伺って1点目の質問を終わりにいたします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤仁君）　ちょっと確認させてもらいます。宮城俊作さんというのはどなたのことをおっしゃるんですか。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　当時有識者会議の中に入っている奈良の先生と聞いております。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤仁君）　不確定なというか、あまり分かっていないんですね、やっぱりね。宮城俊作先生って震災復興祈念公園の設計をした方ですよ。この方が無駄だという話をしますか。（「無駄って言っていない、いかがなものか」の声あり）いやいや、いかがなものかも同じですよ。設計した人が自分で設計したところをいかがなものかって言いますか、普通。全くその辺を……。

○議長（三浦清人君）　確認しただけで。

○町長（佐藤仁君）　はい。

○議長（三浦清人君）　2件目。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは2件目に移ります。新型コロナウイルスの対策について。町長、

教育長に質問いたします。

1つ目といたしまして、町民への独自マスクの配布についてお伺いいたします。

先日の会議で町内の業者より1,750枚のマスクを購入して職員に配布したことを知らされました。その後違うよということを言われましたが、はっきりした中身を御説明をいただきます。

○議長（三浦清人君） 1、2、3と話して。

○7番（及川幸子君） 2つ目でございます。二次、三次感染の対応についてお伺いいたします。

それから3つ目、児童生徒の心のケアが大事と思うので、健康診査を実施して、失礼いたしました。児童生徒の心のケアなどの健康調査と今後の対応はということで教育長に御質問いたします。町長、教育長です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） あまり動搖しないで。それでは2件目の新型コロナウイルス対策についてお答えをさせていただきますが、1点目2点目は私からお話をさせていただきます。

まず1点目、町民への独自マスク等の配布に当たってであります。本町では新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、町が購入または寄贈をいただいたマスクについて、外出自粛期間においても通院を余儀なくされる方々や、町内の社会福祉施設、児童福祉施設等に配布をしております。具体的な配布先につきましては、妊婦さん、在宅酸素療法者、透析治療を受けられている方、町内の社会福祉施設、児童福祉施設、小中学校、高校のほか、高齢者への配布として特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等の入所者、利用者に対し、各施設を通じて配布しているものであります。

2点目ですが、二次、三次感染の対応についてであります。この質問に対しましては高橋兼次議員にお答えしたとおりとなっております。過日緊急事態宣言が解除になりましたが、決して終息したわけでなくて、第二、第三波が予想されております。今後の本町の感染拡大策については、国、県の方針を踏まえて第一波での時間軸での対応をより速く的確に取っていくことになるため、引き続き町民の皆様に対しましては身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの周知を行いまして、国が示す新しい生活様式が定着するように啓発を行ってまいりたいと思います。

3点目については、教育長より答弁をさせます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤明君） それでは御質問の3点目、児童生徒の心のケアなどの健康調査と今後

の対応について私のほうからお答えをいたします。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から教育委員会では3月から臨時休業の措置を取り、6月1日より学校を再開いたしました。臨時休業の期間中は、学級担任や養護教諭等が中心となって、電話や家庭訪問等を通じて保護者や本人と直接会話するなどして、学習の状況とともに児童生徒の心身の健康状態を把握するよう各学校にお願いしてきました。その状況につきましては、臨時の校長会等を通じて定期的に共有してまいりました。心のケアに配慮を要する子供たちに対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の保健師、はまゆり教室のスーパーバイザー等が連携して当たってきました。現時点では休校が原因で心のケアが必要になったという事案はありませんが、引き続き児童生徒の様子を的確に把握してまいります。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは最初に戻させていただいて、1,750枚、町内の業者より職員に配布したということを知らされましたけれども、間違いが何かあったようなんすけれども、より詳しい枚数ですね。そのほかにも何千枚か手作り、業者から作っていただいたものもあるかと思います。それと残っている在庫のマスクもあると思われますので、その辺の数字をお示しください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） ただいまの南三陸町での紙マスク、不織布マスクになりますが、在庫としては4万4,500枚。布マスクで646枚と。消毒液につきましては、127本ということで、これは1,000ミリリットル入りです。を今現在備蓄をしているということあります。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 購入したものとそれから寄附をいただいたもの、そういった所の内訳が非常に細かくなっているんですけども、大きくは前回の臨時議会のときに1,750枚という数字を申し上げたものは、これは町内の事業者で縫製していただいたもので、小学校、中学校、高校、それから保育所などに配布しております。そのほかに1,000枚ほど布のマスクを購入いたしまして、職員に配布しさらに予備として持っているものもございます。さらに寄附をしていただいた部分が1万7,800枚ほどございます。これらから全体に差し引いて今現在残っているのは先ほど町長が申し上げた枚数という状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 不織布のマスク、4万、私が聞き違えたら訂正をお願いします。4万400でよろしいですか。（「4万4,000」の声あり）これは在庫としてあるということなんですが、マスクがない、マスクがないという騒がれた時期に職員の人がこの布マスクを買って使用したということなんですけれども、やはり町民がないないと言っているときに、そのとき不織布のマスクもあつただろうと思うんですね、備蓄のものが倉庫にあるということを聞いていましたから。そうした場合、町民への配布ということを考えられなかつたかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 職員に配布した分については、この前もお話ししたように、役場が行政サービスを提供していく上で住民の方に安心してサービスを受けていただくための備えといいますか、体制をとる必要があったということあります。そのときに不織布として紙のマスクが当時あったのは2万枚程度ございました。これについてはクラスターなど有事の状況がいつ起きてもとっさにその対応に必要な分だけは備蓄しておく必要があるという判断をして、その後寄附をいただき現在の枚数に至っているという状況です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2万枚あれば毎戸1万3,000人弱だと思うんです。それらを活用すればそれでも7,000枚というものが残るはずだと思うんですけれども、こうした考え方、やはり町民がないないという中で、町民を優先すべきでなかろうかと私的には思うわけなんです。その2万枚を崩して使うという考えはなかつたんでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 紙マスクです。町民の方々に配れば使い捨てということを基本に考えれば、恐らく1日ということになりますし、クラスターなど有事に備えた体制をとれない状況のほうがむしろ感染リスク、町内に広がる恐れを招くということですから、そういう判断をいたしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1枚すぐ投げるかどうかなんですかけれども、私などは中にティッシュとかキッチンペーパーを入れて使っていた時期もありましたけれども、やはりないときのその1枚というのは町民にとってはすごくありがたいのかなという思いをいたすから今聞いていいわけですけれども、何事もやはり町民を優先すべき、それを念頭に置いていてもらいたいと、仕事をするにおいて。それが必要でなかろうかなと思うんです。

それから今後この今備蓄として4万4,000のマスクがあるわけですけれども、配布というのがこれから何が起きるか分からぬ、そういう中でも震災の、私などは震災のときのマスクがあつたのでそれを使っていました。そういうことから考えても、やはり5,000円のクーポンはクーポンですけれども、皆さん買いに行ける人たちばかりもいないので、今後こういう中から町民へのマスクの提供ということも考えられるのかなと思われますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町民の一番命の安全を考えた判断がその方法だったということです。一時的に町民の方々に何かを支給することだけで守り切れるとは到底思えませんでした。それから現状は普通に町内の商店で数に限定せずに販売できるという状況にございますので、今後二波、三波を考えれば町民の方々で不足のある御家庭には予備を持っていただくように既に広報などでお知らせをしているところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは次の二次、三次感染の対応についてお伺いいたします。

今後いろいろなことが想定されるわけすけれども、職員の中でマニュアル、シミュレーション、全職員で共有できるそういう訓練、大げさに言うと訓練なんすけれども、そういうことを今後どのような形でやっていけるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 先般の全員協議会でもお話ししたかと思うんですけども、有事の際の庁舎内の体制につきましては、それぞれ各課において対応策を作つて、それをサイボウズという庁内の共有ができるものに全部掲げておりますので、そういう意味ではほかの部署のも全部見られますので、何かがあったときにはそれに基づいてという体制は取れていらぬかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それは庁舎内だけでなく庁舎外、例えば保育所とか学校関係とか、そういう所でも共有できるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） もちろん保育所等にも同じものが入つておりますし、それからあと学校には学校での対応というのがそれぞれ学校にあるかと思います。そこについては教育委員会のほうでしっかりと対応していただいているものと思ってございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君が着席しております。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 学校は学校とおっしゃられましたけれども、やはり学校と行政が連携していくことと言うのは非常に大事なことだと思うんですけども、今後それらのパソコンなりセキュリティなりを運動できないものなのか、学校は学校でやって、今の話ですと学校は学校であるからそちらで、行政は行政でというようなお話のようですがけれども、それが運動して使えるようなことというのは今後考えられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） どうか何というんでしょうか、学校は学校だから私は知らないよと言ったわけではございませんので、学校のことは（「一緒に使えるもの」の声あり）私は何とも答えようがないので、教育委員会のほうにお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校そのものは町のシステム等には入っていないんですが、教育委員会がそのシステムの中に入っていますので、必要な情報については教育委員会を通じて各学校に連絡をしておりましますし、また各学校だけではなく教育委員会としても町長部局ともしっかりと連動して二次感染、第二波、第三波があったときにはどのように対応していくかという対応フォローというか、対応マニュアルはもう既に作成しておりますので、速やかな対応をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それからもう1点なんですかけれども、今町内にお茶の間教室があるんですけどもそこの人たちが今三密を防ぐために休止という形を取っているようなんですかとも、その辺終息が見えない中で、その辺の指導とかはどういうふうに行っているのか。このまま終息するまで休止していくのか、どのような関わりをしているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） お茶の間教室というのは100歳体操のことかということで、そのような理解の中で申し上げますけれども、徐々に状況も見ながらですけれども、もちろん感染予防対策をしながらですが、再開していくこととしておりますので、全く何もしないということではありません。やはりそういうのも大事だというふうには理解してございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何もしないでいるということではなくて、私が心配するのはそういう三密を防ぐために今休止している状況なので、もう外に出られない、そういう人たちが増えて

いるからそこをカバー、ストレスを取り除くためにどういうことをやっていったらいいのかなという、そういうことで伺っているので、決して何もやっていないんでないのということではございませんので。

それから教育委員会のほうで役場と教育委員会のパソコンは同じ連動しているんですけれども、教育委員会から学校とのパソコンのこの共有というものはなっているんでしょうか。なっていないんでしょうか。その辺。やっぱりそれぞれ学校に行って連絡を取るんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 直接的なシステム上のつながりというのはありませんけれども、メールでのつながりであったり、そういう意味ではしっかりとつながりはございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。7番、3つ目のがまだ残っている。（「時間ないよ」の声あり）

○7番（及川幸子君） 時間が、それでは児童生徒の件ですけれども、その校長会などに行ったりの問題点などがどういうことが挙げられたのか、分かっている範囲でいいですので、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 問題点というか取り組みとして心のケアというのは、この長い間の休み以前から新型コロナウイルス関係のときについて心配をしていることで、子供たち自身の心のケアということでは全ての子供たちが何らかのストレスを持っていました、心配や不安を持っている、家族というか保護者もみんな心配しているし、我々教員も全て心配やストレスを持っているという状況の中で、一人一人を寄り添ってみていくましょうという考え方を取っています。また、自分自身の心のケアだけではなくて、大切にしているのは感染者に対したり、あるいは医療関係者、あるいは物流関係者等々の方々への差別、偏見がないようにというのではなくて、年が改まってもう令和2年当初からここについては学校において子供たちにしっかりと指導していくながら、心のケアについて取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第1号 令和元年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君）　日程第3、報告第1号令和元年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

○議長（三浦清人君）　提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました報告第1号令和元年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和元年度予算のうち、3月の定例会において繰越明許費の御決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　それでは、報告第1号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開き願います。

令和元年度の南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この表に列挙してある事業は全体で31事業ございます。これは本年3月の補正予算にお認めいただきました明許繰越事業予算について、実際にどれだけの金額が令和2年度に繰り越されたのかを表したものであります。

これは地方自治法施行規則第146条により、歳出予算の経費を翌年度に繰り越したものについて、5月31日までに繰越計算書を調製し次の議会で報告することになっているものでございます。

表の中列の金額欄が3月議会で御承認いただいた事業ごとの繰越限度額ですが、これに対して次の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額で、それぞれ限度額の範囲で繰り越されております。

3ページの金額の合計欄でございますが、金額欄が98億1,712万円に対し、翌年度繰越額は91億11万3,000円となっているところでございます。

それでは各事業ごとの完成予定期限について申し上げます。

まず一番上から申し上げます。旧荒砥小学校構造物撤去事業は令和2年9月完了予定でございます。次の松崎団地保全事業は令和2年5月。プレミアム付商品券事業は令和2年8月。道の駅建設事業が令和2年6月。強い農業担い手づくり総合支援事業が令和2年12月。素材生産代行事業が令和2年12月。公有水面埋立事業が令和2年6月。漁港施設等機能保全計画

策定事業が令和2年8月。海岸保全事業が令和3年3月。漁港施設機能増進事業が令和2年12月。水産基盤整備事業が令和3年3月。商工会施設整備費等補助事業が令和2年4月。町道新設改良事業が令和3年3月。入谷公民館建設事業が令和2年8月。平成の森ペレットボイラー設置事業が令和2年7月。台風19号農業施設災害復旧事業が令和3年3月。林業施設災害復旧事業が令和3年3月。漁港施設災害復旧事業が令和3年3月。公共土木施設災害復旧事業が令和3年3月。台風19号公共土木施設災害復旧事業が令和3年3月。台風19号祈念公園災害復旧事業が令和2年12月。消防防災施設災害復旧事業が令和2年7月。台風19号入谷小学校災害復旧事業が令和2年8月。水産加工業従業員宿舎整備事業が令和2年5月。漁業集落防災機能強化事業が令和3年3月。漁港施設機能強化事業が令和3年3月。志津川地区中橋河川護岸整備事業が令和2年9月。漁港照明設備設置事業が令和2年6月。駅前広場整備事業が令和2年9月。志津川地区被災市街地消防施設整備事業が令和2年12月。避難誘導施設整備事業が令和2年12月。以上となっております。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞きします。

一番目の荒砥小学校の体育館解体工事なんですが、これに関しては最初修復するような話だったんですが、それが解体になったということで、事故繰越で2年度中にこれを進めると。そして体育館の脇にプールがあったと思うんですけども、その辺の環境が今後どんな形に変わってどんな形に整備されるのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） ただいまのプール等の関係でございますけれども、今委託設計9月まで事業を進めていまして、現場確認が最近終わったところで、これから詳細な設計を進める予定となっておりますので、そちらをもって詰めてまいりたいと考えております。

プールについては現況にはプールはございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） プールはもう取り除いてなくなつたということですか。たまに通つたりするとあったような気がするんですけども、そうするとプールもなくなつて体育館もなくなつて、その跡は更地になるという考え方ですか。最後にそれだけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君）　ただいまの体育館の脇に平場がございまして、上部のほうに地区的集会所等もありますので、そういったことも含めまして今後の利活用の関係についてただいま設計中という形になっております。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第4 報告第2号 令和元年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君）　日程第4、報告第2号令和元年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

○議長（三浦清人君）　町長、説明。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました報告第2号令和元年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

平成30年度繰越明許費とした予算のうち、事業用地に関し、地権者との交渉に時間を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越として決定し、事故繰越繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては、財政担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　それでは報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページを御覧願います。

令和元年度の一般会計事故繰越繰越計算書でございます。事故繰越の場合も地方自治法施行令の規定により明許繰越と同様の手続によりまして議会への報告を行うものでございます。

今回の3事業につきまして事故繰越とさせていただきました。いずれも平成30年度から令和元年度に明許繰越しした事業の中で完成を目指して努力いたしましたが、個別状況においてもろもろの実施困難な事態が発生し、どうしても予定どおりの完成を達成し切れなかった事業について、やむを得ずさらに令和2年度に繰り越すものでございます。

事故繰越全体では3事業で、翌年度繰越し総額の合計で8億3,066万6,000円でございます。

それでは各事業の完成予定を申し上げます。

海岸保全事業は令和3年3月。漁港施設災害復旧事業、こちらも令和3年3月。公共土木施設災害復旧事業、こちらも令和3年3月となってございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 全般的なことをちょっとお伺いいたします。

先ほど一般質問等の中でも町長がこれまでの復興事業様々な変遷を経て今現状があるんだというお話がありました。ですので、その繰越しということに関しても基本的に復興事業ですし、やむを得ない事情がもろもろあるということは十分に察するところではございますが、明許繰越とは違って事故繰越でございます。基本的には事故が起きたから、何かあったから繰越すんだよというのが原則であろうと思います。さらに申し上げると、その支出負担行為額と翌年度の繰越し額というのが非常に近い事業もあります。要は事業全体がそのまま残っていますよという話かなと思いますし、先ほど説明いただいた完了完成時期というのも令和3年3月、目いっぱいまでということですので、これはいろいろな御意見、考えはあると思いますが、慣れるべきことではないんだろうと思いますので、その辺りしっかりと取り扱っていく、厳しく工程管理していくという姿勢も私は必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員のおっしゃるとおりでございます。できれば事故繰越ではなく明許繰越しのうちに全てを終了していくということが我々現場を担当する人間として当然のことですございますが、今回3件の事故繰越ということになりましたので、何とかこれをしっかりと取り組んでいくということが我々の大きな使命だと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特に漁港施設関係で事故繰越し額も大きくなつて

おりますので、これについて御説明申し上げます。

御承知のとおり漁港施設の災害復旧事業等につきましては、防潮堤工事と一体で工事発注しております。したがいまして他の事業のいわゆる進捗の影響をこれら工事については受けおるということで、いずれにいたしましても本年度が災害復旧期間の最終年度でもございますので、特にこの事故繰越まで至っております工事につきましては厳格に工程管理を進め年度内完了を目指して進めてまいります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今漁港のほうは参事から御説明いたしましたが、土木災害につきましても同様でございまして、関連工事、防潮堤工事であったり、それから県、町含みでございますが、それらとの調整によりましてどうしても施工ができなかつたという部分がございますが、やはり漁港事業と同様に工程管理をしっかりいたしまして、今年度の完成を目指してしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） じゃあ具体的にどうするんだという話になると、様々な考え方、様々な事象が折り重なっていることだと思いますが、意識として終わらせるんだと。しっかりとやるんだという意識をこの場で確認させていただくことというのはこれは必要なのかなと思いますし、それがなければ実際に現場を動かしていくこともできないと思いますので、なお一層努めていっていただきたいなとお願いして終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 前者に続くような形でございますが、この理由としてこの関連する他の事業ということですが、他の事業が進捗というのが終わらないとできないということなんでしょうが、その他の事業の進捗というのはどうなんですか。見込みといいますか、完了見込みはどうなっているんですかね。いわゆるその他の事業が終わらないとこれができないということなんでしょうから。その辺辺りどうなんでしょう。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 他の工事が終わらないとできないというわけではなくて、工事を進めていく上でお互いに影響を及ぼし合うというような状況が現場で見られるということでございますので、関連する他の工事が終わらないとこの工事自体が終わらないというわけではございません。お互い並行して進めていくことも可能です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 調整で参事のほうからも今御説明ありましたように、必ずしも終わらないとできないというところだけではなくて、当然ながら順次できるところから調整を取りつつ進めておるというところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうするとほかの事業と同時並行でやっていって完了させると、そういう計画なんですね。それが令和3年できっちり終わるんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特に漁港での工事の場合、やはり漁港をお使いになる漁民の皆様いらっしゃいますので、漁港を使いながら工事を進めていく上で影響を受けるということもございます。また災害復旧工事につきましては復旧・復興期間10年目、最終年度でもございます。特に漁港施設につきましては、漁民の皆様、日常お使いの施設でもございますので、これは一日も早く仕上げていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この事業用地の相続人が多いなど、地権者との用地交渉において時間を要したためという説明がありますけれども、農林水産業費ですね。これはほぼ終わって3月までには着工済みになる予定なのか、完了ですね、着工でなく。それが登記などちゃんと終わっているのか、その辺をお伺いします。

それから一般財源が6,000万ほど出ているんですけども、これは特別交付税で参入になるのか、一般財源のほうは後で入ってくるのか、その辺をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 漁港関係、海岸保全事業との地権者という用地関係の契約という形ですけれども、ほぼ100%終わっている漁港等もございますし、あと終わっていない地区におきましても2、3名という形の状況ですので、順次担当課と調整を進めながら今後とも契約を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 用地の契約関係につきましては、相続の関係もございましてまだ未登記の状況ではございますが、地権者の方から同意は得て工事は進めおりますので、この遅れに伴う工事への影響というものはございません。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 一般財源への財源措置ですが、特別交付税でほぼ国のほうから入っ

てくるということです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると残るは2、3名の相続の関係ということ、登記がまだということなので、ぜひこれはこの期間内に完了できるように鋭意努力されるようお願い申し上げます。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第5 報告第3号 令和元年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第5、報告第3号令和元年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号令和元年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和元年度予算のうち、資本的支出の建設改良費について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、報告第3号について細部説明をさせていただきます。議案書7ページ、令和元年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書を御覧願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しであります。

繰越した事業は東日本大震災に係る水道施設災害復旧事業及び台風19号による災害復旧事業合わせて11件の請負工事と2件の委託業務であります。表の最下段、合計を御覧願います。

繰越した事業の予算計上額の合計は約15億4,800万円で、令和元年度中に前払い金、中間払いをした後の翌年度繰越額の合計は13億3,511万7,000円となります。

繰越しの主な理由につきましては、説明欄に記載のとおり、国道などの災害復旧等の施工の調整に時間を要したこと、それから補助金等の交付決定時期等の関係で工期の延長が必要となつたものであります。

各事業の完成予定時期を御説明いたしますと、表の上段から、上の山地区は6月、折立地区は4月完成、長清水地区は6月、中井浄水場ほか造成は5月完成、伊里前地区は4月完成、助作浄水場は6月、志津川地区消火栓は4月完成、中井浄水場ほか築造は令和3年3月、信倉地区は10月、小森浄水場配水管は6月、台風19号災害復旧工事、それから水道施設災害復旧事業実施設計委託及び中井水源浄水場建設施工管理委託は令和3年3月に完了予定となっております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後 3時24分 延会